中央大学大学院学則

（規程第三百九号）

目次

第一章　総則（第一条―第三条の二）
第二章　研究科（第四条―第五条）
第三章　運営の機関及び教職員（第六条―第十四条）
第四章　修学の期間（第十五条―第十八条）
第五章　入学、留学、休学、退学、懲戒、除籍等（第十九条―第三十二条の二）
第六章　課程の修了要件等
　第一節　履修方法等（第三十三条―第三十六条の四）
　第二節　試験及び成績（第三十七条―第三十九条）
　第三節　学位（第四十条―第四十五条）
　第四節　教育職員免許状授与資格（第四十五条の二）
第七章　奨学制度（第四十六条―第四十八条）
第八章　学費等（第四十九条―第五十四条）
第九章　他の大学院との交流（第五十五条・第五十六条）
第十章　委託生、科目等履修生及び聴講生（第五十七条―第五十九条）
第十章の二　外国人留学生等（第五十九条の二）
第十一章　施設及び設備（第六十条・第六十一条）
第十二章　改正（第六十二条）
第十三章　雑則（第六十三条）

附則

第一章　総則

（この学則の目的）

第一条　この学則は、中央大学学則第六条第二項により、中央大学（以下「本大学」という。）に設置する大学院の組織及び運営について、必要な基準を定めることを目的とする。

（本大学に設置する大学院の使命）

第二条　本大学に設置する大学院は、課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成することを目的とする。

（自己評価等）

第二条の二　本大学に設置する大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況に関して自己点検及び評価に努めるものとする。

2　自己点検及び評価の実施に関する事項は、別に定める。

（修士課程及び博士課程）

第三条　本大学に設置する大学院に、標準修業年限を五年とする博士課程を置き、前期二年及び後期三年の課程に区分する。ただし、教育・研究上適当と認めるときは、標準修業年限を二年とする修士課程又は標準修業年限を三年とする後期課程のみの博士課程を置く。

2　博士課程の前期課程は、修士課程として取り扱う。

3　博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4　修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

（専門職学位課程）

第三条の二　本大学に設置する大学院に、前条の課程のほか専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。

2　専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第二章　研究科

（教育研究上の基本組織）

第四条　本大学に設置する大学院の教育研究上の基本組織として次の研究科を置く。

法学研究科
経済学研究科
商学研究科
理工学研究科
文学研究科
総合政策研究科
国際情報研究科
法務研究科
戦略経営研究科

（専門職学位課程を置く研究科の専攻）

第四条の二　第三条の二第一項に定める専門職学位課程は、前条に掲げる研究科のうち、次の研究科の専攻に置く。

一　法務研究科法務専攻
二　戦略経営研究科戦略経営専攻

2　前項第一号に置かれる専門職学位課程を法科大学院とする。

（専攻及び課程並びに学生定員）

第四条の三　前条の専門職学位課程を置く研究科を除く第四条の研究科（以下「本大学院」という。）の専攻及び課程並びに学生定員は、別表第一に定める。

（研究科ごとの学則の適用）

第四条の四　この学則は、特段の定めのある場合を除くほか、前条の本大学院に適用する。

2　第四条の二の専門職学位課程を置く研究科の専攻、課程、学生定員その他必要な特則は、中央大学専門職大学院学則に定める。

（研究科の教育研究上の目的等）

第四条の五　本大学院の研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　法学研究科　法学、政治学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

二　経済学研究科　経済学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

三　商学研究科　商学及びその関連諸分野に関する理論並びに実務にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有する研究者の育成及び優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

四　理工学研究科　理学、工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

五　文学研究科　人文科学、社会科学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

六　総合政策研究科　人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその関連諸分野を総合する観点から、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、政策と文化を融合する学問分野を開拓しつつ教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

七　国際情報研究科　情報、情報に関連する法律・規範及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

第五条　削除

第三章　運営の機関及び教職員

（委員長）
第六条　各研究科に委員長を置く。
2　委員長は、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。
3　委員長は、当該研究科委員会において互選する。
4　委員長の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
5　委員長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
（研究科委員長会議）
第七条　本大学院に、各研究科に共通する事項を連絡協議するため、研究科委員長会議を置く。
2　研究科委員長会議に関する運営の手続その他必要な事項については、別に定める。
（研究科委員会）
第八条　各研究科に、研究科委員会を置く。
（研究科委員会の組織）
第九条　研究科委員会は、当該研究科に所属する専任の教員をもつて組織する。ただし、学部長（理工学術院長を含む。）は、職務上委員となる。
2　学長は、研究科委員会に出席して、意見を述べることができる。
（研究科委員会の招集）
第十条　研究科委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2　委員長に事故があるときは、委員の互選によって、その代行者を定める。
（研究科委員会の審議）
第十一条　研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項について審議し、その意見を学長に述べるものとする。
一　学生の入学及び課程の修了に関すること
二　学位論文の審査並びに学位の授与に関すること

三　その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項
2　研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科委員長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について、審議し、又は、学長等の求めに応じて、学長等に意見を述べることができる。
3　研究科委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
4　第一項に定める事項を議決するには、出席委員の過半数の者の同意がなければならない。
5　前項の規定に関わらず、学位論文の審査及び学位の授与に関する事項並びに教員の人事に関する事項を議決するには、出席委員の三分の二以上の者の同意がなければならない。ただし、教員の人事に関する事項のうち、兼任の教員については、前項の規定を適用することができる。
6　委員長は遅滞なく研究科委員会の会議の結果を学長に報告しなければならない。
7　研究科委員会の議事は、議事録に記録し、委員長がこれを保管する。
第十二条　削除
（教員）
第十三条　本大学院における教育は、本大学の専任の教員が担当する。ただし、特別な必要がある場合は、兼任の教員により行うことができる。
（事務職員）
第十四条　本大学院に、事務長のほか、必要な事務職員を置く。

第四章　修学の期間

（学年及び学期）
第十五条　学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
2　学年は二期に分け、次の各号のとおりとする。
一　前期　四月一日から九月二十日まで
二　後期　九月二十一日から翌年三月三十一日まで

（休業日）

第十六条　授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

一　日曜日

二　国民の祝日に関する法律に定める休日

三　本大学の創立記念日　七月八日

四　夏季休業　七月二十一日から九月二十日まで

五　冬季休業　十二月二十五日から翌年一月七日まで

六　春季休業　翌年二月十五日から三月三十一日まで

2　休業日の変更又は臨時の休業日については、そのつど公示する。

（休業期間中の授業）

第十七条　特別の必要があるときは、休業期間中でも、授業を行うことができる。

（在学できる年数）

第十八条　本大学院の課程を修了するために、同一研究科に在学できる年数は、通算して次の各号に掲げる年数を限度とする。

一　博士課程の後期課程　六年

二　博士課程の前期課程又は修士課程　四年

2　前項の規定は、留学した者にも適用する。

第五章　入学、留学、休学、退学、懲戒、除籍等

（入学の時期）

第十九条　入学の時期は、四月一日とする。ただし、研究科委員会の定めるところにより、入学の時期を後期の学期の始めとすることができる。

2　前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、臨時に入学を許可することがある。

（入学の資格）

第二十条　博士課程の前期課程又は修士課程に入学する資格のある者は、入学の時期に次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　大学を卒業した者

二　学校教育法第百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者

三　外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者

四　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者

五　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六　専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七　文部科学大臣の指定した者

八　大学に三年以上在学し、又は外国において学校教育における十五年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもつて修得したと本大学院が認めた者

九　本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳に達したもの

2　博士課程の後期課程に入学する資格のある者は、入学の時期に、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　修士の学位を有する者

二　専門職学位を有する者

三　文部科学大臣の指定した者

四　第一号又は第二号と同等以上の外国の大学の学位を有する者

五　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

六　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

七　本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、二十四歳に達したもの

（入学の選考）

第二十一条　入学を志願する者は、入学試験又はこれに代わる選考（以下「入学の選考」という。）を受けなければならない。

2　入学の選考は、研究科委員会が定める方法により、学力・人物の判定に基づいて行う。

（入学の志願）

第二十二条　入学を志願する者は、入学願書その他の出願書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

（入学の手続）

第二十三条　入学の選考に合格した者は、入学の手続をすることができる。

2　入学の手続をする者は、保証人連署の誓約書その他必要な入学書類に学費を添えて、手続をしなければならない。

3　入学の手続を終えた者には、入学を許可する。

（保証人）

第二十四条　保証人は、父、母又はその他の成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

2　保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。

3　学生は、保証人の変更又はその氏名若しくは居住地に変更があったときは、速やかに変更届を提出しなければならない。

（学生証）

第二十五条　入学を許可した者には、学生証を交付する。

（留学）

第二十五条の二　本大学の定めに従って外国の大学院又はそれに準ずる高等教育・研究機関で、研究又は学修を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2　許可を得て留学した者が、外国の大学院で履修した授業科目について修得した単位は、博士課程の前期課程又は修士課程にあっては十五単位を、法学研究科、経済学研究科、商学研究科、文学研究科及び総合政策研究科の博士課程の後期課程にあっては四単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなし、博士課程の前期課程若しくは修士課程又は博士課程の後期課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

3　留学の手続その他実施の細目は、別に定める。

（休学）

第二十六条　病気その他やむを得ない事由によって二カ月以上修学することができない者は、その理由を付して、保証人と連署の休学願を提出し、休学の許可を受けて、休学することができる。

2　休学した者は、休学の事由が消滅したときは、保証人と連署の復学願を提出し、許可を受けて、学年の始めに復学することができる。ただし、第十九条第一項ただし書の適用を受けた者については、復学の時期を後期の学期の始めとする。

3　休学の期間は、第十八条に定める在学できる年数に算入しない。

（休学の期間）

第二十七条　休学の期間は、休学の許可を受けた日から、その学年の三月三十一日までとする。ただし、第十九条第一項ただし書の適用を受けた者については、前期の学期の終了の日までとする。

2　前項の期間中に休学の事由が消滅しない者は、その理由を付して、保証人と連署の再休学願を翌学年の四月十五日までに提出し、許可を受けて引き続き一年間休学することができる。ただし、前項ただし書の適用を受けた者の再休学願の提出期限については、当該休学期間終了の年の九月三十日までとする。

3　休学の期間は、博士課程の前期課程又は修士課程にあっては通算して二年、博士課程の後期課程にあっては通算して三年を超えることはできない。

（転学）

第二十八条　他の大学院の学生が所属の大学の学長又は研究科の長の承認書を添えて本大学院に転学を志願したときは、学年の始めに限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

2　本大学院学生で他の大学院に転学を志願しようとする者は、その理由を付した転学願を提出し、転学の許可を受けなければならない。

（退学）

第二十九条　病気その他の事由によって退学しようとする者は、保証人と連署の退学届に学生証を添えて、退学の手続をしなければならない。

（懲戒）

第三十条　この学則に違反し、その他不都合な行為のあった学生に対しては、行為の軽重と教育上の必要を考慮して、訓告、停学又は退学の処分をすることができる。ただし、退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者にたいしてでなければ行うことができない。

一　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二　学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

三　本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2　前項に定める訓告、停学又は退学の処分は、学長が別に定めるところにより行うものとする。

（除籍）

第三十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

一　本大学院において修学する意志がないと認められる者

二　督促を受けた滞納学費を、指定された期限までに完納しない者

三　在学できる年数を超える者

2　前項第二号の規定による除籍の手続については、別に定める。

（再入学）

第三十二条　第二十九条の規定により退学した者、第三十条の規定により退学の処分を受けた者及び前条第一項の規定（第三号の規定を除く。）により除籍された者が、再入学を希望するときは、その理由を付して、保証人と連署の再入学願を提出し、学年の始めに限り、再入学の許可を受けることができる。ただし、第十九条第一項ただし書の適用を受けた者については、後期の学期の始めに限り、再入学の許可を受けることができる。

2　前項の規定により再入学した者の在学できる年数は、再入学者が既に在学した期間並びに退学及び除籍の期間を含め、博士課程の前期課程

又は修士課程においては、通算して四年、博士課程の後期課程においては、通算して六年とする。この場合において、在学年数に端数があるときは、その端数の期間を一年として計算する。

3　第三十条の規定により退学の処分を受けた者の再入学については、特に反省が顕著であると認められたときでなければ許可しない。

4　博士課程の後期課程に三年以上在学し、退学した者の再入学の取扱いについては別に定める。

（入学の取消し）

第三十二条の二　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入学時に遡って入学を取り消すことができる。

一　入学の志願、選考又は手続において不正行為があったことが入学後に判明した者

二　入学の資格又は出願の資格・要件を有していなかったことが入学後に判明した者

2　入学の取消しに関する細目は、別に定める。

第六章　課程の修了要件等

第一節　履修方法等

（授業及び研究指導）

第三十三条　本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等にたいする指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2　授業科目の授業は、講義、演習、実験、実習又はこれらの併用によって行うものとする。ただし、研究科委員会が特に必要と認める場合には、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができるものとする。

3　研究指導を担当する教員（以下「指導教授」という。）は、本大学の専任の教員の中から、研究科委員会で決定する。研究科委員会は、特に必要と認める場合には、指導教授と共同して指導の任に当たる副指導教授を置くことができる。

4　研究科委員会は、教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科又は大学院若しくは研究所等において、必要な研究指導を受けることを許可することができる。

5　前項により研究指導を受けることのできる期間は、一年以内とする。ただし、博士課程の後期課程の学生については、研究科委員会が特に認めた場合に限り、更に一年以内の延長を許可することができる。

（教育方法の特例）
第三十三条の二　研究科委員会は、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行う等の適切な方法を講じることができる。
（必要単位数、授業科目及び履修・研究方法）
第三十四条　各研究科の博士課程の前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数は、別表第二に掲げるとおりとする。
2　法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、文学研究科及び総合政策研究科の博士課程の後期課程の修了に必要な単位数は、別表第二の二に掲げるとおりとする。
3　各研究科の授業科目の名称、単位数及び履修・研究方法は、別表第三に掲げるとおりとする。
4　各研究科の授業科目のうち、多様なメディアを高度に利用して行う授業科目及び履修方法等は、各研究科委員会が別に定める。
（履修の手続）
第三十五条　学生は、所定の期日までに、学費を納入し、その学年に履修しようとする授業科目について、指定された期限までに履修届を提出しなければならない。
（単位の授与）
第三十六条　授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる学識・能力の評価（以下「試験」という。）に合格した者には、所定の単位を与える。
（入学前の既修得単位の認定）
第三十六条の二　研究科委員会は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、十五単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、博士課程の前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に算入することができる。
（他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の認定）
第三十六条の三　研究科委員会は、教育上有益と認めるときは、第二十五条の二及び第五十五条により修得した単位を、合わせて十五単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、博士課程の前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に算入

することができる。
（入学前の既修得単位及び他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の認定上限単位数）
第三十六条の四　前二条の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて二十単位を超えないものとする。

第二節　試験及び成績

（試験の方法・時期）
第三十七条　試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文の提出その他の方法によることができる。
2　試験は、学年末又は学期末において行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。
（受験の条件）
第三十八条　試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。
2　学費を納入しない者は、試験を受けることができない。
3　休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。
（成績の表示）
第三十九条　試験の成績は、S、A、B、C及びEで示し、S、A、B及びCを合格とし、Eを不合格とする。

第三節　学位

（学位論文の合格基準）
第四十条　博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを示すに足りるものをもって合格とする。
2　修士の学位論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有することを示すに足りるものをもって合格とする。
（学位論文の提出）
第四十一条　博士の学位論文は、研究科が別に定める部数を作成し、指導教授を通じて、研究科委員会に提出するものとする。
2　修士の学位論文は、研究科が別に定める部数を作成し、博士課程の前期課程又は修士課程の在学期間中の指定された期限までに、指導教授

を通じて、研究科委員会に提出するものとする。

（学位論文の審査）

第四十二条　学位論文の審査は、指導教授を主査とし、ほかに当該研究科委員会が委員のうちから指名する二人以上の副査を加えて行う。

2　前項の規定にかかわらず、必要があるときは、研究科委員会の議を経て当該研究科の兼任の教員、他研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

3　学位論文の審査は、博士論文については、提出後一年以内に、修士論文については、提出後三カ月以内に行う。

（最終試験）

第四十三条　最終試験は、当該研究科委員会が指名する三人以上の委員が学位論文及び関連科目について行う。

（学位の授与）

第四十四条　博士の学位は、本大学院博士課程に五年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあっては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者にたいし、当該研究科委員会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院博士課程に三年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあっては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2　修士の学位は、本大学院博士課程の前期課程又は修士課程に二年以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者にたいし、当該研究科委員会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者については、本大学院博士課程の前期課程又は修士課程に一年以上在学すれば足りるものとする。

3　研究科委員会が特に必要と認めた場合には、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。この場合においては、この学則の規定中「修士論文」並びに第十一条第一項第二号、第十一条第五項、第三十三条、第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十二条第一項及び第四十三条の規定中「学位論文」とあるのは、「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

4　前項に定める特定の課題についての研究の成果の内容及びその審査に関しては、研究科委員会が別に定める。

5　第二項ただし書の規定による在学期間をもって本大学院博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者及び他の大学院の博士課程の前期課

程又は修士課程を一年以上二年未満の在学期間で修了した者の博士課程の後期課程の修了要件については、第一項中「五年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあっては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「博士課程の前期課程又は修士課程の在学期間に三年を加えた期間」と、「三年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあっては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年（博士課程の前期課程又は修士課程の在学期間を含む。）」と読み替える。

6　第一項及び前項の規定にかかわらず、第二十条第二項第二号から第七号までの適用を受けて入学した者の博士の学位は、本大学院博士課程の後期課程に三年（法科大学院の課程を修了した者にあっては、二年）以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者にたいし、当該研究科委員会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者については、本大学院博士課程の後期課程に一年（標準修業年限が一年以上二年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、三年から当該一年以上二年未満の期限を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

（在学期間の短縮）

第四十四条の二　研究科委員会が、第三十六条の二の規定により、学生が本大学院に入学する前に修得した単位（大学院の入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、かつ、当該単位の修得により本大学院の博士課程の前期課程又は修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合において、博士課程の前期課程又は修士課程に少なくとも一年以上在学するものとする。

（学位）

第四十五条　学位は、博士及び修士とする。

2　本大学において授与する博士及び修士の学位に付する専攻分野の名称は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　法学研究科　博士（法学）　修士（法学）

二　経済学研究科　博士（政治学）　修士（政治学）

博士（経済学）　修士（経済学）

博士（会計学）

博士（経営学）

三　商学研究科　博士（商学）　修士（商学）

博士（経営学）

博士（会計学）

博士（経済学）

博士（金融学）

四　理工学研究科　博士（理学）　修士（理学）

博士（工学）　修士（工学）

五　文学研究科　博士（文学）　修士（文学）

博士（史学）　修士（史学）

博士（哲学）　修士（哲学）

博士（社会学）　修士（社会学）

博士（社会情報学）　修士（社会情報学）

博士（教育学）　修士（教育学）

博士（心理学）　修士（心理学）

六　総合政策研究科　博士（総合政策）　修士（総合政策）

七　国際情報研究科　修士（国際情報）

3　本大学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

第四節　教育職員免許状授与資格

（教育職員免許状授与の所要資格の取得）

第四十五条の二　中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の所要資格を有する者で当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　本大学院の研究科において当該所要資格を取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、別表第四に掲げるとおりとする。

第七章　奨学制度

第四十六条及び第四十七条　削除

（奨学）

第四十八条　能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力又は研究能力が優れている者には、奨学の方法を講じることができる。

2　奨学の方法は、奨学金の貸与及び給付とする。

3　奨学の方法に関する規程は、別に定める。

第八章　学費等

（入学検定料）

第四十九条　入学を志願する者は、別表第五に掲げる入学検定料を納めなければならない。

（学費）

第五十条　学費は、次のとおりとし、納入額は、別表第六に掲げるとおりとする。

一　入学金

二　在学料

三　実験実習料

四　特別研究指導料

五　施設設備費

2　学費の減免措置については、別に定める。

（納期）

第五十一条　学費は、別表第六に従い毎学年四月二十五日までに全納しなければならない。ただし、第十九条第一項ただし書の適用を受けた者の学費の納期については、別に定める。

（学費の分納）

第五十二条　前条の規定にかかわらず、在学料についてやむを得ない事由により全納できないときは、許可を受けて三期に分納することができる。

2　前項の規定による在学料の分納許可の手続は、別に定める。

3　分納の許可を受けた者の各期の納入期限及び納入額は、次のとおりとする。

第一期　四月二十五日　　在学料の二分の一

第二期　九月三十日　　在学料の四分の一

第三期　十二月三十一日　　在学料の四分の一

4　前項の規定にかかわらず、第十九条第一項ただし書の適用を受けた者の納入期限及び納入額については、別に定める。

（論文審査手数料）

第五十三条　学位論文の審査手数料については、別に定める。

（学費等の返還制限）

第五十四条　納入した学費等は、返還しない。

第九章　他の大学院との交流

（他の大学院との交流）

第五十五条　本大学院は、教育・研究上有益であると認めるときは、他の大学院（第四項の規定を除き、以下「交流・協力校」という。）との間に学生を交流させ、単位の互換を行うことができる。

2　前項の規定により、他の大学院における授業科目の履修により修得した単位は、十五単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなし、博士課程の前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

3　交流・協力校の認定その他交流に関する重要事項については、関係のある研究科委員会の議を経なければならない。

4　前項に定める事項の議決については、第十一条第四項の規定を準用する。

5　他の大学院との交流に関し必要な細則は、別に定める。

（特別聴講学生）

第五十六条　本大学院は、交流・協力校から委託があったときは、交流・協力校の学生について選考のうえ、正規の学生の教育・研究を妨げない範囲で、その学生を特別聴講学生として、本大学院の特定の講義科目について聴講を認めることができる。

2　特別聴講学生に関し必要な細則は、別に定める。

第十章　委託生、科目等履修生及び聴講生

（委託生）

第五十七条　本大学院は、官公庁、外国政府等から委託があったときは、その者を委託生として、第二十条の規定にかかわらず、入学を許可することができる。

2　委託生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

3　前項の試験を受けて合格した者には、証明書を交付する。

4　委託生に関し必要な細則は、別に定める。

（科目等履修生）

第五十七条の二　本大学院は、本大学院の学生以外の者が、大学院の正規の単位を修得することを目的として別表第六の二に定める審査料を添えて、特定の授業科目の履修を願い出た場合には、研究科委員会で審査のうえ、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

2　科目等履修生として履修を許可された者は、別表第六の三に定める科目等履修費（入学手続料、科目履修料、教職履修料）を納入しなければならない。

3　科目等履修生に関する細目は、別に定める。

（聴講生）

第五十八条　本大学院の特定の講義科目について聴講を願い出た者については、各研究科の教育・研究に支障のない場合に限り、審査のうえ、

これを許可することがある。

2　聴講期間は、原則として一年とする。

3　聴講を願い出る者は、願書に審査料を添えて出願しなければならない。

4　前項の審査料は、別表第五の二に掲げるとおりとする。ただし、第二項の聴講期間を超えて継続して聴講を願い出る者の当該期間を超えた聴講に関しては、この限りでない。

5　聴講生として許可された者は、聴講料を納めなければならない。

（聴講料）

第五十九条　聴講生の聴講料は、別表第七に掲げるとおりとする。

第十章の二　外国人留学生等

（外国人留学生等）

第五十九条の二　外国人留学生及び帰国子女の受入れについては、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第十一章　施設及び設備

（講義室等）

第六十条　本大学院には、その教育・研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。

2　本大学院の教育・研究のために本大学の学部、附属の研究所・センター等の施設は、その教育・研究上支障を生じない場合には、必要に応じ、共用することができる。

（図書及び学術雑誌）

第六十一条　本大学附属の図書館に、本大学院の教育・研究に必要な図書及び学術雑誌を備えるものとする。

第十二章　改正

（改正）

第六十二条　この学則の改正は、研究科委員会の議を経なければならない。

第十三章　雑則

（施行の細目）

第六十三条　この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続その他この執行について必要な細目は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この学則は、昭和五十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　研究科委員会の組織及びその審議については、第七条及び第九条の規定にかかわらず、当分の間、各研究科委員会の議決をもって、なお従前の例によることができる。

3　この学則施行の際、現に在任する研究科委員長及び大学院委員会委員は、その任期中この学則により選任されたものとみなす。

4　第三条から第五条まで、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十六条、第二十九条、第三十二条から第三十四条まで、第三十九条から第四十五条まで、第五十条及び第五十一条の規定は、昭和五十年四月一日以降の入学生から適用し、昭和四十九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、第五十条第一項の規定は、昭和五十一年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

5　前三項に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附　則（規程第三百七十号）

この学則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附　則（規程第四百十二号）

（施行期日）

1　この学則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第三十四条第二項別表第三は、昭和五十二年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については昭和五十一年四月一日以前の入学生にも適用する。

第四　経済学研究科博士課程後期課程「労働経済論特殊研究」
第六　商学研究科博士課程後期課程「経営学特殊研究Ⅷ」、「同演習」
第七　理工学研究科博士課程前期課程・修士課程
　土木工学専攻「複合材料工学特論」、「土木解析法特論」
　精密工学専攻「複合材料工学特論」
　電気工学専攻「複合材料工学特論」
第八　理工学研究科博士課程後期課程
　土木工学専攻「測量学特殊研究」、「同　演習」、「同　実験」、「応用流体力学特殊研究」、「同　演習」、「同　実験」
第九　文学研究科博士課程前期課程・修士課程
　国文学専攻「中古文学特講」、「中古文学演習」
　独文学専攻「独文学特講Ⅰ」、「独文学演習Ⅰ」、「独文学特講Ⅱ」、「独文学演習Ⅱ」、「独文学特講Ⅲ」、「独文学演習Ⅲ」、「独文学特講Ⅳ」、「独文学演習Ⅳ」
　仏文学専攻「中世・ルネサンス仏文学特講」、「中世・ルネサンス仏文学演習」、「古典・啓蒙仏文学特講」、「古典・啓蒙仏文学演習」、「仏言語学特講」、「仏言語学演習」、「仏演劇特講」、「仏演劇演習」
　国史学専攻「日本古代史特講」、「日本古代史演習」、「日本法制史特講」、「日本法制史演習」、「国史学特講」、「国史学演習」、「史籍研究」
　東洋史学専攻「中国近代史特講」、「北・中央アジア史特講」、「北・中央アジア史演習」、「東洋史学特講」、「東洋史学演習」
　西洋史学専攻「西洋史研究Ⅰ」、「西洋史研究Ⅱ」
第十　文学研究科博士課程後期課程
　独文学専攻「独文学特殊研究」
　国史学専攻「日本古代史特殊研究」、「日本中世史特殊研究」、「日本近世史特殊研究」、「日本近代史特殊研究」、「日本法制史特殊研究」、「国史学特殊研究」

　東洋史学専攻「中国近世史特殊研究」、「北・中央アジア史特殊研究」、「東洋史学特殊研究」

附　則（規程第四百六十五号）

（施行期日）

1　この学則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第三十四条第二項別表第三は、昭和五十三年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十二年四月一日以前の入学生にも適用する。

第一　法学研究科博士課程前期課程・修士課程

一　授業科目

　共通科目「社会科学基礎理論」、「比較体制論」、「法社会学」、「法思想史研究」、「特殊講義Ⅰ」、「特殊講義Ⅱ」
　民事法専攻「民事法特殊研究Ⅱ」
　刑事法専攻「刑事法特殊研究Ⅰ」、「刑事法特殊研究Ⅱ」
　政治学専攻「地域政治論特講」、「地域政治論演習」、「国際政治学特講」、「国際政治学演習」、「国際政治史特講」、「政治学特殊研究Ⅰ」、「政治学特殊研究Ⅱ」、「国際関係論演習」、「国際組織法特講」、「国際組織法演習」、「公法特殊研究Ⅰ」、「公法特殊研究Ⅱ」
　英米法専攻「英米法特殊研究Ⅱ」

二　履修及び研究方法

　履修及び研究方法のうち「エ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

一　授業科目

　土木工学専攻「海岸工学特論」、「同演習」、「同実験」

精密工学専攻「振動工学特論」、「同演習」、「同実験」

第八　理工学研究科博士課程後期課程

一　授業科目

土木工学専攻「海岸工学特殊研究」、「同演習」、「同実験」

精密工学専攻「振動工学特殊研究」、「同演習」、「同実験」

3　この学則による改正後の第五十条別表第六の施設設備資金の項中法学研究科・経済学研究科・商学研究科・文学研究科の欄に掲げる金額は、昭和五十四年四月一日以降の入学生から適用する。

附　則（規程第五百三十四号）

（施行期日）

1　この学則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第三十四条第二項別表第三は、昭和五十四年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、昭和五十三年四月一日以前の入学生にも適用する。

第七　理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

一　授業科目

物理学専攻「電波分光学特論Ⅱ」、「プラズマ物理学特論」

電気工学専攻「能動回路学特論」、「能動回路学演習」、「能動回路学実験」

第九　文学研究科博士課程前期課程・修士課程

一　授業科目

英文学専攻「近代英文学特講Ⅴ」、「近代英文学演習Ⅴ」、「米文学演習Ⅲ」

東洋史学専攻「中国近代史演習」

3　昭和五十四年四月一日以前の入学生に関する学費は、第五十条別表第六の定めにかかわらず、なお従前の例による。

附　則（規程第五百七十五号）

（施行期日）

1　この学則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第四条第二項別表第一、第三十四条第二項別表第三及び第四十五条の二第二項別表第四は、昭和五十五年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3　この学則施行の際、現に在任する研究科委員長は、その任期中この学則により選任されたものとみなす。

附　則（規程第六百十二号）

この学則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附　則（規程第六百十三号）

（施行期日）

1　この学則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第三十四条第二項別表第三は、昭和五十五年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目並びに履修方法については、昭和五十四年四月一日以前の入学生にも適用する。

第五　商学研究科博士課程前期課程

一　授業科目

「会計学原理特講Ⅱ」、「会計学原理演習Ⅱ」

二　履修方法

履修方法のうち「カ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

一　授業科目

土木工学専攻「地質工学特論」
電気工学専攻「情報処理特論」
工業化学専攻「粉体工学特論」、「粉体工学演習」、「粉体工学実験」

第八　理工学研究科博士課程後期課程

一　授業科目

土木工学専攻「土木工学特殊研究」
精密工学専攻「精密工学特殊研究」
電気工学専攻「電気工学特殊研究」
工業化学専攻「工業化学特殊研究」

附　則（規程第六百六十二号）

（施行期日）

1　この学則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第五十八条第四項別表第五の金額については、昭和五十七年度聴講生として出願する者から適用する。

附　則（規程第六百七十六号）

（施行期日）

1　この学則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第三十四条第二項別表第三は、昭和五十六年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、昭和五十五年四月一日以前の入学生にも適用する。

第四　経済学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

「農業経済論特殊研究」

第十　文学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

英文学専攻「イギリス小説特殊研究Ⅱ」

附　則（規程第七百三十六号）

（施行期日）

1　この学則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第三十四条第二項別表第三は、昭和五十七年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十六年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目、履修方法、履修及び研究方法並びに研究及び履修方法については、昭和五十六年四月一日以前の入学生にも適用する。

第五　商学研究科博士課程前期課程

一　授業科目

「監査論特講Ⅱ」、「監査論演習Ⅱ」

二　履修方法

履修方法のうち、「ウ」、「エ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

一　授業科目

物理学専攻「電波分光学特論」、「電波分光学演習」、「磁性物理学特論」
土木工学専攻「応用流体力学特論第一」、「応用流体力学特論第二」、「河川工学特論第一」、「河川工学特論第二」
電気工学専攻「応用離散数学特論」
工業化学専攻「無機材料化学特論」

二　履修及び研究方法
　履修及び研究方法のうち「オ」、「カ」
第十　文学研究科博士課程後期課程
二　研究及び履修方法
　研究及び履修方法のうち「イ」
附　則（規程第七百七十号）
（施行期日）
1　この学則は、昭和五十八年四月一日から施行する。
（経過措置）
2　この学則による改正後の第三十四条第二項別表第三は、昭和五十八年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、昭和五十七年四月一日以前の入学生にも適用する。
第一　法学研究科博士課程前期課程・修士課程
一　授業科目
　政治学専攻「社会思想史特講」
第四　経済学研究科博士課程後期課程
一　授業科目
　「計量経済学特殊研究」
第七　理工学研究科博士課程前期課程・修士課程
一　授業科目
　物理学専攻「素粒子物理学特論」
　土木工学専攻「土木材料学特論」
　工業化学専攻「無機工業化学特論第一」、「無機工業化学特論第二」、「粉体工学特論第一」、「粉体工学特論第二」、「機器分析実験」

附　則（規程第八百四十二号）
（施行期日）
1　この学則は、昭和五十八年十二月二十四日から施行する。
（経過措置）
2　この学則による改正後の第五十九条別表第七は、昭和五十九年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十八年四月一日以前の入学生で第五十八条第二項に規定する聴講期間を超えて継続して聴講を願い出る場合の聴講料については、改正後の第五十九条別表第七を適用する。ただし、理工学研究科の聴講費については、なお従前の例による。
附　則（規程第八百六十二号）
この学則は、昭和五十九年四月一日から施行する。
附　則（規程第八百六十六号）
この学則は、昭和五十九年五月二十九日から施行する。
附　則（規程第八百九十四号）
この学則は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、別表第三の第三経済学研究科博士課程前期課程の履修方法アの改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。
附　則（規程第九百十号）
（施行期日）
1　この学則は、昭和六十年五月十六日から施行する。
（経過措置）
2　この学則による改正後の第四十九条別表第五の金額については、昭和六十二年度入学志願者から適用する。
附　則（規程第九百三十三号）
この学則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附　則（規程第九百七十九号）

（施行期日）

1　この学則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第五十条別表第六は、昭和六十三年四月一日以降の入学生から適用し、昭和六十二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第九百八十三号）

この学則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附　則（規程第千二十七号）

この学則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附　則（規程第千四十二号）

この学則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附　則（規程第千五十四号）

（施行期日）

1　この学則は、昭和六十三年七月十五日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第五は、昭和六十五年度入学志願者から適用する。

附　則（規程第千百四号）

この学則は、平成元年四月一日から施行する。

附　則（規程第千百十七号）

この学則は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第四十五条の二第一項の改正規定中「免許教科に係る」の下に「中学校教諭専修免許状」を加える部分及び第二項の改正規定中「資格を取得できる」の下に「中学校教諭専修免許状」を加える部分は、平成二年四月一日から施行

する。

附　則（規程第千百三十二号）

この学則は、平成二年四月一日から施行する。

附　則（規程第千百四十四号）

この学則は、平成二年四月一日から施行する。

附　則（規程第千百六十四号）

（施行期日）

1　この学則は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四は、平成三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千百七十号）

この学則は、平成三年四月一日から施行する。

附　則（規程第千百八十七号）

（施行期日）

1　この学則は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の二及び別表第三は、平成三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千二百二十三号）

この学則は、平成三年十月一日から施行する。

附　則（規程第千二百三十三号）

（施行期日）

1　この学則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、平成四年四月一日以降の入学生から適用し、平成三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千二百五十三号）

（施行期日）

1　この学則は、平成三年七月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第二十五条の二第二項の規定及び別表第三の文学研究科博士課程の後期課程の研究及び履修方法は、平成三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3　この学則による改正後の第四十一条第二項の規定は、平成四年度から適用する。

4　この学則による改正後の第四十五条の修士（教育学）の学位に関する規定は、平成四年四月一日以降の入学生から適用する。

5　この学則による改正後の別表第三（ただし、文学研究科博士課程の後期課程の研究及び履修方法を除く。）は、平成四年四月一日以降の入学生から適用し、平成三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千三百五十号）

（施行期日）

1　この学則は、平成五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の学則は、平成五年四月一日以降の入学生から適用し、平成四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、平成四年四月一日以前の入学生にも適用する。

第一　法学研究科博士課程前期課程・修士課程

民事法専攻「国際経済法特講」、「国際経済法演習」

政治学専攻「国際政治史演習」、「コミュニケーション論特講」、「コミュニケーション論演習」、「政治経済学特講」、「政治経済学演習」

第五　商学研究科博士課程前期課程

商学専攻「内部監査論特講」

第七　理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

数学専攻「解析学特論第四」

精密工学専攻「知能化機械加工学特論」、「機械情報システム特論」、「制御工学特論」

電気工学専攻「半導体物性工学特論」、「回路・ネットワーク特論」、「放電・プラズマ工学特論」、「システム制御特論」、「通信伝送特論」、「人工知能特論」、「情報処理特論」、「計測制御工学特論」、「最適化法特論」、「コンピュテーション特論」、「コンピュータ設計特論」、「集積回路技術特論」、「情報・通信理論特論」、「集積化システム特論」

工業化学専攻「有機金属化学特論」、「表面化学特論」

管理工学専攻「ソフトウェア工学特論」、「ＯＲ特論」、「管理情報数学特論」

第十　文学研究科博士課程後期課程

仏文学専攻「仏詩特殊研究」

社会学専攻「地域社会学特殊研究」、「社会病理学特殊研究」

附　則（規程第千三百六十四号）

（施行期日）

1　この学則は、平成五年六月二十四日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第五は、平成七年度入学志願者から適用する。

附　則（規程第千三百七十九号）

（施行期日）

1　この学則は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第二及び別表第三は、平成六年四月一日以降の入学生から適用し、平成五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千三百八十五号）

（施行期日）

1　この学則は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第四は、平成六年四月一日以降の入学生から適用し、平成五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千三百九十二号）

（施行期日）

1　この学則は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第三十四条、別表第二の二及び別表第三の規定は、平成六年四月一日以降の入学生から適用し、平成五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、平成五年四月一日以前の入学生にも適用する。

第三　経済学研究科博士課程前期課程

経済学専攻「公共経済論特講」、「公共経済論演習」、「公共政策特講」、「公共政策演習」

第四　経済学研究科博士課程後期課程

経済学専攻「公共経済論特殊研究」

第五　商学研究科博士課程前期課程

商学専攻「国際会計財務総論特講」、「銀行経営論特講」、「企業金融論特講」、「開発金融政策特講」、「現代株式会社論特講」

第七　理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

物理学専攻「数理物理学特論」、「半導体物理学特論」

精密工学専攻「応用数学特論」

工業化学専攻「物性物理化学特論」

第九　文学研究科博士課程前期課程

東洋史学専攻「東洋文化特講」

西洋史学専攻「西洋中世史特講Ⅰ」、「西洋中世史演習Ⅰ」、「西洋中世史特講Ⅱ」、「西洋中世史演習Ⅱ」

社会学専攻「調査理論演習」

教育学専攻「文化心理学特講」、「文化心理学演習」

第十　文学研究科博士課程後期課程

国文学専攻「国語史特殊研究」

哲学専攻「科学哲学特殊研究」

社会学専攻「調査理論特殊研究」、「情報処理論特殊研究」

附　則（規程第千四百二十七号）

この学則は、平成六年八月十日から施行する。

附　則（規程第千四百二十八号）

（施行期日）

1　この学則は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第四十五条第二項の修士（社会情報学）の学位に関する規定は、平成七年四月一日以降の入学生から適用する。

3　この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四は、平成七年四月一日以降の入学生から適用し、平成六年四月一日以

前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千四百五十七号）

この学則は、平成七年四月一日から施行する。

附　則（規程第千四百七十一号）

（施行期日）

1　この学則は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、平成八年四月一日以降の入学生から適用し、平成七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千四百七十二号）

（施行期日）

1　この学則は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一は、平成八年四月一日以降の入学生から適用し、平成七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千四百七十三号）

（施行期日）

1　この学則は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、平成八年四月一日以降の入学生から適用し、平成七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千五百三号）

（施行期日）

1　この学則は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、平成八年四月一日以降の入学生から適用し、平成七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、平成七年四月一日以前の入学生にも適用する。

第五　商学研究科博士課程前期課程

商学専攻「地域経済論特講」

第七　理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

精密工学専攻「トライボロジー特論」

応用化学専攻「数値解析法特論」、「数値流体力学特論」、「無機固体化学特論」

附　則（規程第千五百八号）

（施行期日）

1　この学則は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、平成九年四月一日以降の入学生から適用し、平成八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千五百十二号）

（施行期日）

1　この学則は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第三条第一項、同条第三項、第三十六条の二、第四十条第一項、第四十四条第二項から第五項まで及び第四十五条第二項第五号中「博士（社会情報学）」の規定は、平成九年四月一日以降の入学生から適用し、平成八年四月一日以前の入学生については、

なお従前の例による。

3　この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四は、平成九年四月一日以降の入学生から適用し、平成八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千五百十五号）

（施行期日）

1　この学則は、平成九年四月一日から施行する。

（任期の特例）

2　この学則施行後、最初に就任する総合政策研究科委員長の任期は、第六条第四項の規定にかかわらず、就任した日から平成十一年十月三十一日までとする。

附　則（規程第千五百五十六号）

（施行期日）

1　この学則は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、平成九年四月一日以降の入学生から適用し、平成八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、平成八年四月一日以前の入学生にも適用する。当該授業科目に相当する改正前の授業科目の単位を修得した者については、この限りでない。

第一　法学研究科博士課程前期課程・修士課程

公法専攻「憲法特講Ⅲ」、「憲法演習Ⅲ」

民事法専攻「経済法演習」、「社会保障法特講」、「社会保障法演習」

第七　理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

土木工学専攻「都市計画特論第一」、「都市計画特論第二」

精密工学専攻「材料強度学特論」、「フレキシブル生産セルシステム演習」

電気電子工学専攻「非線形現象特論」、「回路シミュレーション特論」、「モーバイルコミュニケーション特論」、「ニューラルネットワーク特論」、「マイクロプロセッサ特論」

応用化学専攻「無機固体化学特論第一」、「無機固体化学特論第二」

経営システム工学専攻「経済性工学特論」、「知能システム工学特論」、「ヒューマン・メディア工学特論」、「経営情報数学特論」

第九　文学研究科博士課程前期課程

英文学専攻「英文学特講Ⅷ」、「英文学演習Ⅷ」

西洋史学専攻「西洋中世史特講」、「西洋中世史演習」

社会情報学専攻「社会情報学演習Ⅵ」、「社会情報学特講Ⅹ」

第十　文学研究科博士課程後期課程

英文学専攻「英文学特殊研究Ⅷ」

東洋史学専攻「東洋文化特殊研究」

西洋史学専攻「西洋中世史特殊研究」

教育学専攻「教育政策・行政論特殊研究」

附　則（規程第千五百五十七号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第二及び別表第三は、平成十年四月一日以降の入学生から適用し、平成九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千六百一号）

この学則は、平成十年四月一日から施行する。

附　則（規程第千六百十五号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、平成十年四月一日以降の入学生から適用し、平成九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、平成九年四月一日以前の入学生にも適用する。

第一　法学研究科博士課程前期課程・修士課程

共通科目「情報法」

政治学専攻「アメリカ政治特講」、「アメリカ政治演習」

第五　商学研究科博士課程前期課程

商学専攻「企業評価論特講」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

物理学専攻「物理学特別講義第一」、「物理学特別講義第二」

土木工学専攻「コンクリート工学特論第一」、「コンクリート工学特論第二」

精密工学専攻「ロボット工学特論」、「生産環境工学特論第一」、「生産環境工学特論第二」、「モーションコントロール特論第一」、「モーションコントロール特論第二」、「センシング特論第一」、「センシング特論第二」、「音響システム特論第一」、「音響システム特論第二」、「熱移動工学特論第一」、「熱移動工学特論第二」

電気電子工学専攻「非線形システム解析特論」、「システムＶＬＳＩ設計特論」、「高度通信品質技術特論」、「先端技術特別講義」

応用化学専攻「構造化学特論」、「超臨界流体工学特論第一」、「超臨界流体工学特論第二」

第九　文学研究科博士課程前期課程

教育学専攻「認知心理学特講」、「認知心理学演習」

第十　文学研究科博士課程後期課程

社会学専攻「比較社会学特殊研究」

附　則（規程第千六百十六号）

この学則は、平成十年四月一日から施行する。

附　則（規程第千六百三十一号）

この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則（規程第千六百二十九号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第六は、平成十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千六百三十八号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一は、平成十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千六百四十六号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第六は、平成十一年度以降の入学生から適用し、平成十年度以前の入学生については、なお従前の例による。

（平成十一年度に入学する者の学費に関する特例）

3　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する平成十一年度に入学する者については、改正前の別表第六を適用する。

一　本大学の学部を卒業した者が、法学研究科、経済学研究科、商学研究科又は文学研究科の博士課程前期課程若しくは修士課程又は博士課程後期課程に入学する場合

二　本大学の学部に在学する者が、商学研究科博士課程前期課程に入学する場合

三　本大学の学部を卒業した者以外の者が、社会人向けに実施する選考により法学研究科博士課程前期課程若しくは修士課程又は博士課程後期課程に入学する場合

附　則（規程第千六百六十四号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、平成十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目、履修方法並びに研究及び履修方法については、平成十年四月一日以前の入学生にも適用する。

第三　経済学研究科博士課程前期課程

二　履修方法

履修方法のうち「ウ」

第五　商学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「税法特講」、「流通経済論特講」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

土木工学専攻「土木設計工学特論第一」、「土木設計工学特論第二」

電気電子工学専攻「人間機械協調システム特論」、「知能機械行動学特論」、「プラズマ工学特論第一」、「プラズマ工学特論第二」

応用化学専攻「分子電気化学特論」、「分子集合体化学特論」

第九　文学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

日本史学専攻「史料学研究」

教育学専攻「学校臨床心理学特講」、「学校臨床心理学演習」

第十　文学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

日本史学専攻「史料学特殊研究」

教育学専攻「学校臨床心理学特殊研究」

第十一　総合政策研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「日本論Ⅰ」、「日本論Ⅱ」、「地方行政論」、「マスメディア論」、「環境監査論」、「ネゴシエーション戦略論」、「戦略的管理会計論」、「民族紛争と共生」、「南アジアの社会と文化」、「政策分析手法Ⅰ」、「政策分析手法Ⅱ」、「政策分析手法Ⅲ」、「都市計画論Ⅰ」、「都市計画論Ⅱ」、「学術研究Ⅰ」、「学術研究Ⅱ」、「学術研究Ⅲ」、「学術研究Ⅳ」、「実践的取材論」、「文献情報」、「英語プレゼンテーションの技法」、「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（一）」、「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（二）」、「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（三）」、「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（四）」、「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」、「総合政策フォーラムⅠ」、「総合政策フォーラムⅡ」

二　研究及び履修方法

研究及び履修方法のうち「ア」から「オ」

附　則（規程第千六百六十五号）

この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則（規程第千六百九十三号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第四十五条、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四は、平成十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千七百十一号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、平成十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千七百十三号）

この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（規程第千七百二十三号）

この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（規程第千七百六十二号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第六は、平成十一年度以降の入学生から適用し、平成十年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第千六百四十六号）附則第三項の規定に該当する平成十一年度入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千七百三十二号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三、別表第四及び別表第六は、平成十三年四月一日以降の入学生から適用し、平成十二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千七百六十九号）

この学則は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（規程第千七百八十五号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、平成十三年四月一日以降の入学生から適用し、平成十二年度以前の入学生にも適用する。

第三　経済学研究科博士課程前期課程・修士課程

二　履修方法

履修方法のうち「ウ」及び「オ」

第四　経済学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

「開発金融政策特殊研究」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

数学専攻「幾何学特論第七」、「幾何学特論第八」、「計算数学特論第三」、「計算数学特論第四」、「代数学特別講義第五」、「代数学特別講義第六」

物理学専攻「場の理論特論第三」、「固体物性化学特論第一」、「固体物性化学特論第二」

土木工学専攻「地盤環境工学特論第一」、「地盤環境工学特論第二」

電気電子情報通信工学専攻「先進研究特別講義第一」、「先進研究特別講義第二」

応用化学専攻「応用化学特別講義第一」、「応用化学特別講義第二」

第九　文学研究科博士課程前期課程・修士課程

一　授業科目及び単位数

共通科目「総合講座」

教育学専攻「教育研究基礎論」

二　履修方法

履修方法のうち「ウ」

第十　文学研究科博士課程後期課程

二　研究及び履修方法

研究及び履修方法のうち「エ」

第十一　総合政策研究科博士課程前期課程

二　研究及び履修方法

研究及び履修方法のうち「ウ」及び「オ」

附　則（規程第千八百五号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第二及び別表第三は、平成十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成十三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千八百三十七号）

この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

附　則（規程第千八百四十八号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、平成十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成十三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十三年度以前の入学生にも適用する。ただし、当該授業科目に相当する改正前の授業科目の単位を修得した者については、この限りでない。

第三　経済学研究科博士課程前期課程・修士課程

一　授業科目及び単位数

経済学専攻「産業組織論Ⅰ」、「産業組織論Ⅱ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

物理学専攻「宇宙物理学特論第一」、「宇宙物理学特論第二」

土木工学専攻「交通施設工学特論」、「弾性学特論」、「地盤防災工学特論第一」、「地盤防災工学特論第二」、「構造物維持管理工学特論」

電気電子情報通信工学専攻「電気電子材料工学特論第一」、「電気電子材料工学特論第二」

第八　理工学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

情報工学専攻「情報工学特殊研究Ⅰ」、「情報工学特殊研究Ⅱ」

第九　文学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

独文学専攻「ドイツ文学特講」、「ドイツ文学演習」、「ドイツ文化特講」、「ドイツ文化演習」、「ドイツ哲学・思想特講」、「ドイツ哲学・思想演習」、「ドイツ芸術論特講」、「ドイツ芸術論演習」、「現代ドイツメディア論特講」、「現代ドイツメディア論演習」、「ドイツ語翻訳論特講」、「ドイツ語翻訳論演習」、「異文化交流論特講」、「異文化交流論演習」、「ドイツ語学・教授法特講」、「ドイツ語学・教授法演習」、「ドイツ語上級特講」、「コロキウム演習」

日本史学専攻「日本考古学特講」、「日本考古学演習」

教育学専攻「教育学研究特講Ⅰ」、「教育学研究特講Ⅱ」、「生涯教育論特講Ⅰ」、「生涯教育論特講Ⅱ」

第十　文学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

独文学専攻「ドイツ文学特殊研究」、「ドイツ文化特殊研究」、「ドイツ哲学・思想特殊研究」、「ドイツ芸術論特殊研究」、「現代ドイツメディア論特殊研究」、「ドイツ語翻訳論特殊研究」、「ドイツ語学・教授法特殊研究」、「異文化交流論特殊研究」、「ドイツ語上級特殊研究」、「コロキウム特殊研究」

日本史学専攻「日本考古学特殊研究」

第十一　総合政策研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「ヨーロッパ文明の形成」、「アメリカの言語政策」、「政策分析手法Ⅳ」、「特殊講義Ⅰ」、「特殊講義Ⅱ」

附　則（規程第千九百十五号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第六は、平成十一年度以降の入学生から適用し、平成十年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第千六百四十六号）附則第三項の規定に該当する平成十一年度入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千八百九十四号）

この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則（規程第千九百十九号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、平成十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成十四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十四年度以前の入学生にも適用する。ただし、当該授業科目に相当する改正前の授業科目の単位を修得した者については、この限りでない。

第三　経済学研究科博士課程前期課程・修士課程

一　授業科目及び単位数

共通基礎科目「実習Ⅰ」、「実習Ⅱ」

経済学専攻「特殊講義Ⅰ」、「特殊講義Ⅱ」

国際経済専攻「ファイナンシャル・プランニング」、「特殊講義Ⅰ」、「特殊講義Ⅱ」

公共経済専攻「電子社会の技術インフラ」、「電子政府論」、「ＩＴ産業論」、「電子社会の法」、「地域環境政策論」、「産業環

境管理論」、「国際環境政策論」、「都市と環境」、「特殊講義Ⅰ」、「特殊講義Ⅱ」

第五　商学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「マーケティング管理論」、「企業経済論」、「事業創造論」、「日本金融論」、「証券投資論」、「生命保険論」、「証券投資戦略研究」、「生命保険経営戦略研究」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

数学専攻「応用解析特別講義第一」、「応用解析特別講義第二」

精密工学専攻「フレキシブル生産セルシステム演習」、「計算機統合生産演習」

情報工学専攻「情報ネットワーク構成特論」、「電子社会と情報セキュリティ」、「オペレーティングシステム特論」

第十　文学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

教育学専攻「教育学特殊研究Ⅰ」、「教育学特殊研究Ⅱ」

第十一　総合政策研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「社会安全政策論」、「経営革新」

4　第二項の規定にかかわらず、別表第三の第七の一の「特別履修科目」は平成十四年四月一日以降の入学生から、別表第三の第八の一の「特別履修科目」は平成十三年四月一日以降の入学生から適用する。

附　則（規程第千九百三十六号）

この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則（規程第千九百四十五号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の学則は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第千九百九十八号）

この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千七号）

この学則は、平成十五年九月十九日から施行する。

附　則（規程第二千九号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の二及び別表第三は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十五年度以前の入学生にも適用する。ただし、当該授業科目に相当する改正前の授業科目の単位を修得した者については、この限りでない。

第一　法学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

公法専攻「租税法特講Ⅰ」、「租税法演習Ⅰ」

第三　経済学研究科博士課程前期課程・修士課程

一　授業科目及び単位数

経済学専攻「ミクロ動学Ⅰ」、「ミクロ動学Ⅱ」

国際経済専攻「企業経済論Ⅰ」、「企業経済論Ⅱ」
公共経済専攻「交通政策論Ⅰ」、「交通政策論Ⅱ」、「中小企業論Ⅰ」、「中小企業論Ⅱ」
第五　商学研究科博士課程前期課程
一　授業科目及び単位数
「相続税法」、「消費税法」、「税法判例研究」、「事例研究入門」、「事例研究プロジェクト」、「導入科目Ⅰ」、「導入科目Ⅱ」、「導入科目Ⅲ」、「導入科目Ⅳ」、「導入科目Ⅴ」、「導入科目Ⅵ」
第七　理工学研究科博士課程前期課程
一　授業科目及び単位数
電気電子情報通信工学専攻「通信・放送特論第一」、「通信・放送特論第二」、「情報記録特論第一」、「情報記録特論第二」
経営システム工学専攻「知能情報学特論第一」、「知能情報学特論第二」
情報工学専攻「暗号と電子認証」、「メディア情報処理特論」、「情報セキュリティ技術」
特別履修科目「環境医科学特論」、「環境化学物質特論」、「社会システムとデータ解析」、「保険統計」、「電子社会の法と経済」
第九　文学研究科博士課程前期課程
一　授業科目及び単位数
心理学専攻「学校精神保健学特講」、「学校精神保健学演習」
第十　文学研究科博士課程後期課程
一　授業科目及び単位数
共通科目「特別研究」、「総合研究」
第十一　総合政策研究科博士課程前期課程
一　授業科目及び単位数
「現代メディア論」、「金融の理論とその応用」、「Cultural Studies I」、「Cultural Studies II」、「イスラーム哲学（イスラーム思想）」

附　則（規程第二千十号）
（施行期日）
1　この学則は、平成十六年四月一日から施行する。
（経過措置）
2　この学則による改正後の別表第四は、平成十六年度以降の入学生から適用し、平成十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。
附　則（規程第二千三十六号）
（施行期日）
1　この学則は、平成十七年四月一日から施行する。
（任期の特例）
2　この学則施行後、最初に就任する公共政策研究科委員長の任期は、第六条第四項の規定にかかわらず、就任した日から平成十九年十月三十一日までとする。
附　則（規程第二千九十号）
この学則は、平成十七年三月七日から施行する。
附　則（規程第二千七十号）
この学則は、平成十七年四月一日から施行する。
附　則（規程第二千八十五号）
（施行期日）
1　この学則は、平成十七年四月一日から施行する。
（経過措置）
2　この学則による改正後の第二十五条の二及び第三十四条の規定並びに別表第二の二及び別表第三は、平成十七年四月一日以降の入学生から

適用し、平成十六年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十六年度以前の入学生にも適用する。

第三　経済学研究科博士課程前期課程・修士課程

国際経済専攻「企業会計論Ⅰ」、「企業会計論Ⅱ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

物理学専攻「非線形物理学特論第一」、「非線形物理学特論第二」、「生物物理学特論第一」、「生物物理学特論第二」

電気電子情報通信工学専攻「光エレクトロニクス特論」

応用化学専攻「創薬学特論」

第十一　総合政策研究科博士課程前期課程

「政策法学」、「言語とアイデンティティ」

4　第二項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十六年度以前の入学生にも適用する。ただし、この学則施行の際、改正前の別表第三に基づいて改正後の授業科目に相当する改正前の授業科目の単位を修得している者の当該授業科目については、この限りでない。

第十　文学研究科博士課程後期課程

西洋史学専攻「西洋現代史特殊研究」、「西洋近代史特殊研究」

附　則（規程第二千八十六号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四は、平成十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千八十七号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一は、平成十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千百二十九号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第六は、平成十一年度以降の入学生から適用し、平成十年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第千六百四十六号）附則第三項の規定に該当する平成十一年度入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千百三十三号）

この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千百四十四号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三及び別表第四は、平成十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十七年度以前の入学生にも適用する。

第三　経済学研究科博士課程前期課程・修士課程

「環境会計」、「公会計」

第五　商学研究科博士課程前期課程
「アメリカ経済論」、「国際商務論」
第七　理工学研究科博士課程前期課程
共通科目「特殊講義Ⅰ」、「特殊講義Ⅱ」、「特殊講義」
土木工学専攻「計算力学特論第三」、「連続体力学特論」
応用化学専攻「生物物理化学特論」、「応用化学特別講義第三」、「応用化学特別講義第四」
情報工学専攻「社会と技術の数理」
第九　文学研究科博士課程前期課程・修士課程
独文学専攻「ドイツ文化研究理論・研究法特講」、「ドイツ文化研究理論・研究法演習」
教育学専攻「教育思想史特講」、「教育思想史演習」、「教育史特講」、「学校教育学特講」、「教育方法学特講」、「教育方法学演習」、「教育社会学特講」、「教育社会学演習」、「生涯学習論特講」、「生涯学習論演習」、「教育行政学特講」、「教育行政学演習」、「教育研究総合演習」、「教育調査研究特講」
心理学専攻「学校教育心理学特講Ⅰ」、「学校教育心理学特講Ⅱ」、「認知心理学特講Ⅰ」、「認知心理学特講Ⅱ」、「文化・認知心理学特講Ⅰ」、「文化・認知心理学特講Ⅱ」、「生涯発達心理学特講Ⅰ」、「生涯発達心理学特講Ⅱ」、「発達臨床心理学特講」、「達臨床心理学演習」、「障害児心理学特講」、「心理学情報処理演習」、「Recent Trends in Psychology」、「学校カウンセリング演習」、「臨床心理学特講Ⅰ」、「臨床心理学特講Ⅱ」、「臨床心理面接特講Ⅰ」、「臨床心理面接特講Ⅱ」、「臨床心理査定演習Ⅰ」、「臨床心理査定演習Ⅱ」、「臨床心理基礎実習」、「臨床心理実習」、「心理学研究法特講」、「心理統計法特講」、「Community Psychology」、「社会病理学特講」、「犯罪心理学特講」、「精神医学特講」、「心理療法特講」、「臨床心理地域援助特講」
第十　文学研究科博士課程後期課程
教育学専攻「教育哲学特殊研究」、「教育思想史特殊研究」、「教育方法学特殊研究」、「教育行政学特殊研究」、「教育社会学特殊研究」、「教育史特殊研究」、「生涯学習論特殊研究」
心理学専攻「発達障害学特殊研究」

第十一　総合政策研究科博士課程前期課程
「企業経済論」、「ビジネス・エコノミクス研究」、「演劇と人間」、「ジェンダー／セクシュアリティ論」
4　第二項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十四年度以降の入学生から適用する。
第七　理工学研究科博士課程前期課程
特別履修科目「感性情報論第一」、「感性情報論第二」、「ヒューマンメディア工学」、「視覚情報処理論」、「画像処理」、「ソフトコンピューティング」、「感性システム論」、「感性哲学」、「感性デザイン論」、「感性・知性の脳機能論」、「音楽と聴覚の心理学」、「リハビリテーション工学」、「支援工学」、「ヒューマンメディア情報環境論」、「感性ロボティクス特別演習第一」、「感性ロボティクス特別演習第二」、「感性ロボティクス特別演習第三」、「感性ロボティクス特別演習第四」

附　則（規程第二千百五十七号）

この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千百八十号）

（施行期日）
1　この学則は、平成十九年四月一日から施行する。
（経過措置）
2　この学則による改正後の第三十九条の規定は、平成十九年度以降の入学生から適用し、平成十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千百七十九号）

（施行期日）
1　この学則は、平成二十年四月一日から施行する。
（経過措置）
2　この学則による改正後の別表第六にかかわらず、平成十九年度以前の法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、文学研究科及び総合政策研究科の入学生の学費は、次のとおりとする。

（第五十条第一項関係）（学費）

（単位・円）

研究科等 / 費目	金額
法学・経済学・商学・理工学・文学・総合政策研究科	
入学金	二四〇、〇〇〇
在学料	五三五、八〇〇
特別研究指導料 博士課程前期課程・修士課程	四二、〇〇〇
特別研究指導料 博士課程後期課程	九六、〇〇〇
実験実習料	四二、〇〇〇

（注）1　入学金は、二年目から不要である。

2　特別研究指導料は、社会人向けに実施する選考により法学研究科、経済学研究科又は総合政策研究科に入学した者が納入するものとする。ただし、標準修業年限を超えて在学する場合は必要としない。

3　実験実習料は、理工学研究科に在学する者が納入するものとする。

附　則（規程第二千百八十六号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、平成十九年度以降の入学生から適用し、平成十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十八年度以前の入学生にも適用する。

第七　理工学研究科博士課程前期課程

共通科目「プロジェクト演習Ⅰ」、「プロジェクト演習Ⅱ」、「プロジェクト演習Ⅲ」、「プロジェクト演習Ⅳ」

応用化学専攻「分光化学特論」

経営システム工学専攻「ファイナンス工学特論第一」、「ファイナンス工学特論第二」

特別履修科目「情報セキュリティ監査」

自由科目「情報メディア産業技術論一」、「情報メディア産業技術論二」、「情報メディア産業技術論三」、「情報メディア産業技術演習一」、「情報メディア産業技術演習二」、「情報メディア産業技術演習三」、「産業特別研修一」、「産業特別研修二」、「コンピュータグラフィックス」、「システムプログラム」、「知的財産権問題特論」

第十三　公共政策研究科修士課程

「リスク管理」、「地域情報と防災政策」、「自治体危機管理論」

附　則（規程第二千百九十七号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第二及び別表第三は、平成二十年四月一日以降の入学生から適用し、平成十九年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千二百七号）

この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千二百三十三号）

この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千二百四十三号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の二及び別表第三は、平成二十年四月一日以降の入学生から適用し、平成十九年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十九年度以前の入学生にも適用する。

第五　商学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「経営学原理Ⅰ」、「経営学原理Ⅱ」、「日本企業経営研究Ⅰ」、「日本企業経営研究Ⅱ」、「技術経営論Ⅰ」、「技術経営論Ⅱ」、「財務管理論Ⅰ」、「財務管理論Ⅱ」、「生産管理論Ⅰ」、「生産管理論Ⅱ」、「マーケティング研究Ⅰ」、「マーケティング研究Ⅱ」、「人的資源管理研究Ⅰ」、「人的資源管理研究Ⅱ」、「情報経営論Ⅰ」、「情報経営論Ⅱ」、「経営史Ⅰ」、「経営史Ⅱ」、「国際経営研究Ⅰ」、「国際経営研究Ⅱ」、「ビジネス・エコノミクス研究Ⅰ」、「ビジネス・エコノミクス研究Ⅱ」、「アントレプレナーシップ研究Ⅰ」、「アントレプレナーシップ研究Ⅱ」、「経営学研究Ⅰ」、「経営学研究Ⅱ」、「経営戦略論Ⅰ」、「経営戦略論Ⅱ」、「経営組織研究Ⅰ」、「経営組織研究Ⅱ」、「製造・ロジスティックス研究Ⅰ」、「製造・ロジスティックス研究Ⅱ」、「ファイナンス研究Ⅰ」、「ファイナンス研究Ⅱ」、「ベンチャービジネス研究Ⅰ」、「ベンチャービジネス研究Ⅱ」、「経営分析研究Ⅰ」、「経営分析研究Ⅱ」、「環境経営研究Ⅰ」、「環境経営研究Ⅱ」、「会計学原理Ⅰ」、「会計学原理Ⅱ」、「財務会計論Ⅰ」、「財務会計論Ⅱ」、「管理会計論Ⅰ」、「管理会計論Ⅱ」、「管理会計Ⅰ」、「管理会計Ⅱ」、「原価計算論Ⅰ」、「原価計算論Ⅱ」、「会計情報システム論Ⅰ」、「会計情報システム論Ⅱ」、「監査論Ⅰ」、「監査論Ⅱ」、「税法判例研究Ⅰ」、「税法判例研究Ⅱ」、「国際税務論Ⅰ」、「国際税務論Ⅱ」、「経営分析論Ⅰ」、「経営分析論Ⅱ」、「国際会計論Ⅰ」、「国際会計論Ⅱ」、「現代制度会計Ⅰ」、「現代制度会計Ⅱ」、「監査と会計Ⅰ」、「監査と会計Ⅱ」、「コスト・マネジメントⅠ」、「コスト・マネジメントⅡ」、「財務の分析Ⅰ」、「財務の分析Ⅱ」、「商業経営論Ⅰ」、「商業経営論Ⅱ」、「マーケティング論Ⅰ」、「マーケティング論Ⅱ」、「国際マーケティング論Ⅰ」、「国際マーケティング論Ⅱ」、「消費者行動論Ⅰ」、「消費者行動論Ⅱ」、「流通論Ⅰ」、「流通論Ⅱ」、「商業史Ⅰ」、「商業史Ⅱ」、「貿易論Ⅰ」、「貿易論Ⅱ」、「貿易政策論Ⅰ」、「貿易政策論Ⅱ」、「世界経済論Ⅰ」、「世界経済論Ⅱ」、「中国・ロシア経済論Ⅰ」、「中国・ロシア経済論Ⅱ」、「アメリカ経済論Ⅰ」、「アメリカ経済論Ⅱ」、「欧米経済論Ⅰ」、「欧米経済論Ⅱ」、「東南アジア経済研究Ⅰ」、「東南アジア経済研究Ⅱ」、「損害保険論Ⅰ」、「損害保険論Ⅱ」、「海上保険論Ⅰ」、「海上保険論Ⅱ」、「ビジネス・コミュニケーション論Ⅰ」、「ビジネス・コミュニケーション論Ⅱ」、「国際商務論Ⅰ」、「国際商務論Ⅱ」、「金融論Ⅰ」、「金融論Ⅱ」、「金融制度論Ⅰ」、「金融制度論Ⅱ」、「企業金融論Ⅰ」、「企業金融論Ⅱ」、「国際金融論Ⅰ」、「国際金融論Ⅱ」、「日本金融論Ⅰ」、「日本金融論Ⅱ」、「開発金融政策Ⅰ」、「開発金融政策Ⅱ」、「証券論Ⅰ」、「証券論Ⅱ」、「証券投資論Ⅰ」、「証券投資論Ⅱ」、「保険学Ⅰ」、「保険学Ⅱ」、「生命保険論Ⅰ」、「生命保険論Ⅱ」、「金融工学Ⅰ」、「金融工学Ⅱ」、「生命保険経営戦略研究Ⅰ」、「生命保険経営戦略研究Ⅱ」、「マクロ経済学Ⅰ」、「マクロ経済学Ⅱ」、「ミクロ経済学Ⅰ」、「ミクロ経済学Ⅱ」、「経済学方法論Ⅰ」、「経済学方法論Ⅱ」、「日本経済論Ⅰ」、「日本経済論Ⅱ」、「経済史Ⅰ」、「経済史Ⅱ」、「計量経済学Ⅰ」、「計量経済学Ⅱ」、「景気変動論Ⅰ」、「景気変動論Ⅱ」、「統計学Ⅰ」、「統計学Ⅱ」、「財政学Ⅰ」、「財政学Ⅱ」、「現代経済学Ⅰ」、「現代経済学Ⅱ」、「数理ファイナンスⅠ」、「数理ファイナンスⅡ」、「応用経済学Ⅰ」、「応用経済学Ⅱ」、「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」、「法人税法Ⅰ」、「法人税法Ⅱ」、「所得税法Ⅰ」、「所得税法Ⅱ」、「相続税法Ⅰ」、「相続税法Ⅱ」、「消費税法Ⅰ」、「消費税法Ⅱ」、「事例研究入門Ⅰ」、「事例研究入門Ⅱ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

数学専攻「幾何学特別講義第五」、「幾何学特別講義第六」、「解析学特別講義第五」、「解析学特別講義第六」、「応用解析特別講義第三」、「応用解析特別講義第四」、「統計数学特別講義第五」、「統計数学特別講義第六」、「情報数学特別講義第五」、「情報数学特別講義第六」

土木工学専攻「移動床河川工学特論」

情報工学専攻「高信頼プログラミング」

特別履修科目「環境保健学」、「環境バイオテクノロジー」
自由科目「集積回路とコンピュータ基礎１」、「集積回路とコンピュータ基礎２」、「ＬＳＩコンピュータ」、「知識・知能処理」、「情報処理応用」、「最適化法」
第九　文学研究科博士課程前期課程・修士課程
一　授業科目及び単位数
社会学専攻「家族社会学演習」
心理学専攻「臨床心理学特論Ⅰ」「臨床心理学特論Ⅱ」「臨床心理面接特論Ⅰ」「臨床心理面接特論Ⅱ」
第十　文学研究科博士課程後期課程
一　授業科目及び単位数
社会学専攻「家族社会学特殊研究１」
第十三　公共政策研究科修士課程
一　授業科目及び単位数
「自治体政策形成論」
附　則（規程第二千二百六十八号）
（施行期日）
1　この学則は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
2　この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四は、平成二十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十年度以前の入学生については、なお従前の例による。
附　則（規程第二千二百九十七号）
（施行期日）
1　この学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）
2　この学則による改正後の別表第三は、平成二十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十年度以前の入学生については、なお従前の例による。
3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十年度以前の入学生にも適用する。
第五　商学研究科博士課程前期課程
一　授業科目及び単位数
「進化経済学Ⅰ」、「進化経済学Ⅱ」、「ビジネス・プラティカル・ワークショップⅠ」、「ビジネス・プラティカル・ワークショップⅡ」
第七　理工学研究科博士課程前期課程
一　授業科目及び単位数
土木工学専攻「都市水代謝システム特論」
特別履修科目「最適化アルゴリズム」
第九　文学研究科博士課程前期課程
一　授業科目及び単位数
社会学専攻「社会階層論特講」、「社会階層論演習」
第十　文学研究科博士課程後期課程
一　授業科目及び単位数
社会学専攻「社会階層論特殊研究」
第十一　総合政策研究科博士課程前期課程
一　授業科目及び単位数
「経営リスクマネジメント」、「環境汚染管理」
第十三　公共政策研究科修士課程
一　授業科目及び単位数

「経済学演習Ⅰ」、「経済学演習Ⅱ」

附　則（規程第二千三百二十五号）

この学則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千三百二十八号）

この学則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千三百三十六号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、平成二十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十一年度以前の入学生にも適用する。

第五　商学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「企業論Ⅰ」、「企業論Ⅱ」、「流通チャネル論Ⅰ」、「流通チャネル論Ⅱ」、「Globalization of East Asia and Japanese and Asian Management」、「Modern Japanese History」、「Post-Bretton Woods Capitalism and Financial Instability」、「Financial and Capital Markets in East Asia」、「Coping with Crises in Complex Socio-Economic Systems Workshop」、「Airline Business and Tourism in Japan」、「Financial dealings and the market economy」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

土木工学専攻「都市マネジメント」、「輸送システム」、「都市環境特別講義第一」

電気電子情報通信工学専攻「信号処理特論」、「映像メディア工学特論」

応用化学専攻「先端有機化学特論」

経営システム工学専攻「経営システム工学特別講義第三」、「経営システム工学特別講義第四」

情報工学専攻「空間情報処理」、「都市空間モデリング」

特別履修科目「データ科学基礎理論第一」、「データ科学基礎理論第二」

第九　文学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

国文学専攻「国語科教育演習」、「国語国文学総合演習」

第十　文学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

英文学専攻「英語学特殊研究Ⅳ」

心理学専攻「心理療法特殊研究」、「神経心理学特殊研究」、「精神医学特殊研究」

第十一　総合政策研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「計量社会学」、「学際法学」、「西アジアとグローバリゼーション」、「ＮＰＯ・ＮＧＯ論Ⅰ」、「ＮＰＯ・ＮＧＯ論Ⅱ」、「開発におけるスポーツ」、「比較文化論」、「芸術と社会・芸術と産業」、「シベリアの社会と民族」

附　則（規程第二千三百四十九号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一は、平成二十三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千三百八十一号）

この学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千四百二号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、平成二十三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十二年度以前の入学生にも適用する。

第五　商学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「Microeconomics Ⅰ」、「Microeconomics Ⅱ」、「Artificial Intelligent Economics」、「Artificial Intelligent Market Experiment」、「Service Science and the Related Economic Matters」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

土木工学専攻「地盤動力学特論１」、「地盤動力学特論２」

精密工学専攻「Academic Writing」、「英語プレゼンテーション入門」

応用化学専攻「ソフトマター化学特論」、「生体機能化学特論」

特別履修科目「心理計測・実験心理」

第九　文学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

日本史学専攻「日本政治史特講Ⅰ」、「日本政治史特講Ⅱ」、「日本政治史演習Ⅰ」、「日本政治史演習Ⅱ」

心理学専攻「Academic Writing and Presentation Skills in Psychology」

第十　文学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

日本史学専攻「日本政治史特殊研究Ⅰ」、「日本政治史特殊研究Ⅱ」

第十三　公共政策研究科修士課程

一　授業科目及び単位数

「政策ディベートⅠ」、「政策ディベートⅡ」

附　則（規程第二千四百号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四は、平成二十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千四百二十八号）

この学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千四百三十八号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、平成二十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十三年度以前の入学生にも適用する。

第三　経済学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「産業組織論Ⅰ」、「産業組織論Ⅱ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

一　授業科目及び単位数

物理学専攻「相関電子系物理学特論第一」、「相関電子系物理学特論第二」、「量子光学特論第一」、「量子光学特論第二」、「非線形物理学特論第三」

土木工学専攻「環境評価」

電気電子情報通信工学専攻「ナノスケール集積デバイス特論」、「極低電力グリーンＬＳＩ回路システム特論」

応用化学専攻「有機元素化学特論」

第十三　公共政策研究科修士課程

一　授業科目及び単位数

「地方財政政策」、「科学技術・イノベーション論」

附　則（規程第二千四百四十七号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一は、平成二十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千四百四十八号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、平成二十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千四百五十五号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

1　この学則による改正後の別表第一、別表第二及び別表第三は、平成二十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千五百三号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、平成二十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十四年度以前の入学生にも適用する。

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

精密工学専攻「ナノ・マイクロ材料評価学特論」、「構造・機能材料学特論」

電気電子情報通信工学専攻「電気化学特論」、「新エネルギー技術特論」

経営システム工学専攻「マーケティング特論第一」、「マーケティング特論第二」、「品質管理特論第一」、「品質管理特論第二」

情報工学専攻「数理構造論」

生命科学専攻「分子細胞遺伝学」、「分子細胞制御学」

特別履修科目「感性認知脳科学基礎論」、「支援工学」

第九　文学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

独文学専攻「ドイツ社会誌特講」、「ドイツ社会誌演習」

仏文学専攻「フランス美術史特講」、「フランス美術史演習」

教育学専攻「教育史演習」

第十　文学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

英文学専攻「英語学特殊研究Ⅴ」

独文学専攻「ドイツ社会誌特殊研究」

仏文学専攻「フランス美術史特殊研究」

附　則（規程第二千五百四十号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第三十四条の規定並びに別表第二、別表第二の二及び別表第三は、平成二十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十五年度以前の入学生にも適用する。

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

物理学専攻「生物物理学特論第三」、「物理学特別講義第五」、「物理学特別講義第六」、「物理学特別講義第七」

都市環境学専攻「国際水環境デザイン論」、「水環境制御特論」

精密工学専攻「ナノバイオテクノロジー特論」、「自己組織化工学特論」

応用化学専攻「分子物理化学特論」、「有機分析化学特論」

生命科学専攻「生命科学特論第三」

第九　文学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

国文学専攻「書誌学」、「浮世絵学」、「映像文化史」、「マンガ論」

第十一　総合政策研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「日本歴史民俗論」

附　則（規程第二千五百七十四号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）

2　中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千四百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附　則（規程第二千五百九十二号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）

2　中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千五百七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附　則（規程第二千五百九十四号）

この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千五百九十八号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三の第一、第三、第五、第七、第八及び第九は、平成二十七年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十六年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十六年度以前の入学生にも適用する。

第一　法学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

公法専攻「行政法特講Ⅲ」、「行政法演習Ⅲ」

第三　経済学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

経済学専攻「東南アジア経済論Ⅰ」、「東南アジア経済論Ⅱ」、「環境会計論Ⅰ」、「環境会計論Ⅱ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

共通科目「海外特別研修」、「理工学英語セミナーⅠ」、「理工学英語セミナーⅡ」、「アクチュアリー数理Ⅱ」

都市環境学専攻「沿岸防災学」、「地盤減災工学」

電気電子情報通信工学専攻「生体情報工学特論」、「医療福祉工学特論」

応用化学専攻「有機合成化学特論」、「触媒化学特論」、「分子機能化学特論」

経営システム工学専攻「生産管理特論第一」、「生産管理特論第二」

情報工学専攻「アルゴリズム工学特論」、「応用数理工学特論」

自由科目「特別演習Ａ」、「特別演習Ｂ」、「特別演習Ｃ」、「特別演習Ｄ」

第九　文学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

英文学専攻「英語教育研究ⅠＡ」、「英語教育研究ⅠＢ」、「英語教育研究ⅡＡ」、「英語教育研究ⅡＢ」

独文学専攻「比較文学・比較文化演習Ａ」、「比較文学・比較文化演習Ｂ」、「ドイツ文化論研究Ａ」、「ドイツ文化論研究Ｂ」

社会学専攻「グローバル社会運動論特講Ａ」、「グローバル社会運動論特講Ｂ」、「日常性の社会学特講」、「権力と支配の社会学特講」、「質的調査研究」、「国際フィールドワーク研究」

教育学専攻「教育思想史特講Ⅰ」、「教育思想史特講Ⅱ」、「教育調査法特講Ⅰ」、「教育調査法特講Ⅱ」

4　この学則施行の際、改正前の別表第三の第十の規定に基づいて単位を修得している授業科目及びその単位は、改正後の別表第三の第十の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（規程第二千六百十八号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一は、平成二十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　公共政策研究科については、平成二十八年度から学生募集を停止し、当該研究科に在学する者がいなくなるまでの間は、存続するものとする。

附　則（規程第二千六百四十四号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、平成二十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十七年度以前の入学生にも適用する。

第五　商学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「財務分析Ⅰ」、「財務分析Ⅱ」、「貿易システム論Ⅰ」、「貿易システム論Ⅱ」、「マーケティング・コミュニケーション論Ⅰ」、「マーケティング・コミュニケーション論Ⅱ」、「経済数学Ⅰ」、「経済数学Ⅱ」、「Social Research Ⅰ」、「Social Research Ⅱ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

物理学専攻「高エネルギー加速器科学第一（放射光・ミュオン・中性子）」、「高エネルギー加速器科学第二（素粒子・原子核・宇宙）」

都市環境学専攻「健康とリスク解析の統計学」、「キネシオロジー」、「スポーツサイエンス」、「ヒューマンパフォーマンス」、「応用認知脳科学」、「社会心理学」、「行動・実験経済学」、「疫学方法論と応用」、「応用水環境システム工学」、「生物圏システム学」、「救急救命システム論」、「ウォーターセーフティ論」、「マーケティング」、「エネルギーシステムの合成と評価」、「環境・エネルギーシステム」、「地形変化と自然災害」、「応用空間情報科学」、「都市・地域環境計画」、「自然共生都市論」、「都市空間解析」、「都市人間環境プロジェクト第一」、「都市人間環境プロジェクト第二」、「都市人間環境プロジェクト第三」、「都市人間環境特別講義第三」

応用化学専攻「応用化学特別講義第五」、「応用化学特別講義第六」、「応用化学特別講義第七」、「応用化学特別講義第八」

特別履修科目「テクノロジーベンチャーのビジネスデザインと実践」

附　則（規程第二千六百四十号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、平成二十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千六百四十一号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一及び別表第三は、平成二十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千六百八十二号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）

2　中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千五百九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附　則（規程第二千六百九十二号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、平成二十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十八年度以前の入学生にも適用する。

第一　法学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

公法専攻「憲法特講Ⅳ」、「憲法演習Ⅳ」

第五　商学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「経営管理研究Ⅰ」、「経営管理研究Ⅱ」、「イノベーション・マネジメント論Ⅰ」、「イノベーション・マネジメント論Ⅱ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

都市人間環境学専攻「環境政策論」

応用化学専攻「応用化学特別講義１」、「応用化学特別講義２」、「応用化学特別講義３」、「応用化学特別講義４」、「応用化学特別講義５」、「応用化学特別講義６」、「応用化学特別講義７」、「応用化学特別講義８」、「応用化学特別講義９」、「応用化学特別講義10」、「応用化学特別講義11」、「応用化学特別講義12」

第十　文学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

東洋史学専攻「東南アジア史特殊研究Ａ」、「東南アジア史特殊研究Ｂ」

第十一　総合政策研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「法人類学」

4　第二項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十七年度以降の入学生から適用する。

第九　文学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

英文学専攻「英語学研究（言語習得論Ⅰ）Ａ」、「英語学研究（言語習得論Ⅰ）Ｂ」、「英語学研究（言語習得論Ⅱ）Ａ」、「英語学研究（言語習得論Ⅱ）Ｂ」

日本史学専攻「日本中世史演習ⅢＡ」、「日本中世史演習ⅢＢ」

東洋史学専攻「東南アジア史特講Ａ」、「東南アジア史特講Ｂ」、「東南アジア史演習Ａ」、「東南アジア史演習Ｂ」

附　則（規程第二千七百七号）

この学則は、平成二十九年五月二十日から施行する。

附　則（規程第二千七百三十一号）

（施行期日）

1　この学則は、平成三十年四月一日から施行する。

（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）

2　中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千六百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附　則（規程第二千七百三十九号）

（施行期日）

1　この学則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三の第五及び第七は、平成三十年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十九年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十九年度以前の入学生にも適用する。

第五　商学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「アントレプレナーシップ研究Ⅰ」、「アントレプレナーシップ研究Ⅱ」、「マーケティング・データ分析Ⅰ」、「マーケティング

・データ分析Ⅱ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

精密工学専攻「マイクロ・ナノロボティクス特論」、「マイクロマニピュレーション特論」

電気電子情報通信工学専攻「生理工学特論」、「バイオシミュレーション工学特論」

生命科学専攻「生物資源経済学」

4　この学則施行の際、改正前の別表第三の第一の規定に基づいて単位を修得している授業科目及びその単位は、改正後の別表第三の第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（規程第二千七百五十六号）

この学則は、平成三十年五月二十六日から施行する。

附　則（規程第二千七百七十七号）

（施行期日）

1　この学則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正）

2　中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千七百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附　則（規程第二千七百九十八号）

（施行期日）

1　この学則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二及び別表第三は、平成三十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成三十年度以前の入学生については

は、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成三十年度以前の入学生にも適用する。

第三　経済学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

経済学専攻「リサーチ・リテラシー」、「経済史概論」、「経済学史概論」、「税法判例研究Ⅰ」、「税法判例研究Ⅱ」、「法人税法」、「所得税法」、「相続税法」、「消費税法」、「特殊講義」

第五　商学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「財務会計論Ⅰ」、「財務会計論Ⅱ」、「生物多様性と経済活動Ⅰ」、「生物多様性と経済活動Ⅱ」、「ミクロ計量経済学Ⅰ」、「ミクロ計量経済学Ⅱ」、「国際経済学Ⅰ」、「国際経済学Ⅱ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

共通科目「アカデミック・ライティング」、「アカデミック・プレゼンテーション」、「ビッグデータ解析特論」

都市人間環境学専攻「地盤構造物の設計・施工・維持管理」

経営システム工学専攻「モデリング特論第一」、「モデリング特論第二」

情報工学専攻「機械学習」、「幾何形状処理特論」、「位相幾何学的計算特論」

第十一　総合政策研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「西洋哲学」

附　則（規程第二千八百二十号）

（施行期日）

1　この学則は、令和二年四月一日から施行する。

（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）

2　中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千七百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附　則（規程第二千八百三十六号）

（施行期日）

1　この学則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の二及び別表第三は、令和二年四月一日以降の入学生から適用し、平成三十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目並びに研究及び履修方法については、平成三十一年度以前の入学生にも適用する。

第二　法学研究科博士課程後期課程

二　研究及び履修方法

研究及び履修方法のうち「イ」及び「ウ」

第四　経済学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

「リサーチ・ワークショップ」

二　研究及び履修方法

研究及び履修方法のうち「ア」

第五　商学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「計量ファイナンスⅠ」、「計量ファイナンスⅡ」、「リスクマネジメントⅠ」、「リスクマネジメントⅡ」

第六　商学研究科博士課程後期課程

二　研究及び履修方法

研究及び履修方法のうち「イ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

物理学専攻「凝縮系物理学特論第一」、「凝縮系物理学特論第二」

都市人間環境学専攻「都市生態学」、「応用持続可能性科学」

応用化学専攻「理論化学特論」、「分子計測化学特論」

第八　理工学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

共通科目「研究倫理」

第九　文学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

国文学専攻「古文教材研究」、「漢文教材研究」、「現代文教材研究」、「国文法」

社会学専攻「社会学理論特講（古典）」、「社会学理論特講（現代）」、「質的社会調査特講」、「量的社会調査特講」、「社会構想論特講」、「社会学ライティング特講」、「社会学プロジェクト演習（グローバル）ⅠA」、「社会学プロジェクト演習（グローバル）ⅠB」、「社会学プロジェクト演習（グローバル）ⅡA」、「社会学プロジェクト演習（グローバル）ⅡB」、「社会学プロジェクト演習（ヴィジョナリー）ⅢA」、「社会学プロジェクト演習（ヴィジョナリー）ⅢB」、「社会学プロジェクト演習（ヴィジョナリー）ⅣA」、「社会学プロジェクト演習（ヴィジョナリー）ⅣB」、「社会学プロジェクト演習（クリニカル）ⅤA」、「社会学プロジェクト演習（クリニカル）ⅤB」、「社会学プロジェクト演習（クリニカル）ⅥA」、「社会学プロジェクト演習（クリニカル）ⅥB」、「社会運動論特講」、「社会変動論特講」、「グローバリゼーション論特講」、「東アジア社会論特講」、「地域社会学特講」、「都市社会学特講」、「臨床社会学特講」、「家族社会学特講」、「歴史社会学特講」、「ジェンダー・セクシュアリティ特講」、「現代社会学特講」、「文献講読特講A」、「文献講読特講B」

心理学専攻「障害児心理学特講（福祉分野に関する理論と支援の展開）」、「神経心理学特講（保健医療分野に関する理論と支援の展開）」、「学校カウンセリング演習（教育分野に関する理論と支援の展開）」、「犯罪心理学特講（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）」

第十　文学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

社会学専攻「文献講読特殊研究Ａ」、「文献講読特殊研究Ｂ」、「社会構想論特殊研究」、「社会学プロジェクト専門演習（グローバル）ＩＡ」、「社会学プロジェクト専門演習（グローバル）ＩＢ」、「社会学プロジェクト専門演習（グローバル）ⅡＡ」、「社会学プロジェクト専門演習（グローバル）ⅡＢ」、「社会学プロジェクト専門演習（ヴィジョナリー）ⅢＡ」、「社会学プロジェクト専門演習（ヴィジョナリー）ⅢＢ」、「社会学プロジェクト専門演習（ヴィジョナリー）ⅣＡ」、「社会学プロジェクト専門演習（ヴィジョナリー）ⅣＢ」、「社会学プロジェクト専門演習（クリニカル）ＶＡ」、「社会学プロジェクト専門演習（クリニカル）ＶＢ」、「社会学プロジェクト専門演習（クリニカル）ⅥＡ」、「社会学プロジェクト専門演習（クリニカル）ⅥＢ」、「社会運動論特殊研究」、「社会変動論特殊研究」、「グローバリゼーション論特殊研究」、「東アジア社会論特殊研究」、「社会学理論特殊研究」、「都市社会学特殊研究」、「臨床社会学特殊研究」、「家族社会学特殊研究」、「歴史社会学特殊研究」、「ジェンダー・セクシュアリティ特殊研究」、「現代社会学特殊研究」

心理学専攻「臨床・健康心理学特殊研究Ⅰ」、「臨床・健康心理学特殊研究Ⅱ」

二　研究及び履修方法

研究及び履修方法のうち「イ」

第十一　総合政策研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「リサーチ・リテラシー」、「統計・計量分析」、「社会調査法」、「公共政策」、「経済学」、「経営学」、「地域・文化研究」、「社会思想」、「政治行動論」

第十二　総合政策研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

「上級学術研究Ⅰ」、「上級学術研究Ⅱ」、「上級学術研究Ⅲ」、「上級学術研究Ⅳ」

二　研究及び履修方法

研究及び履修方法のうち「ア」

附　則（規程第二千八百五十三号）

（施行期日）

1　この学則は、令和二年四月一日から施行する。

（適用の特例）

2　改正後の第三十三条第二項及び第三十四条第四項の規定は、当該研究科委員会が定める範囲において、平成三十一年度以前の入学生に適用することができる。

附　則（規程第二千八百七十八号）

（施行期日）

1　この学則は、令和三年四月一日から施行する。

（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）

2　中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千八百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附　則（規程第二千八百九十二号）

（施行期日）

1　この学則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第二十五条の二、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十六条の四、第四十四条の二、第五十五条の規定並びに別表第二の二及び別表第三は、令和三年四月一日以降の入学生から適用し、令和二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、令和二年度以前の入学生にも適用する。

第一　法学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「研究倫理・研究方法論」、「アカデミック・ライティング」、「リサーチ・リテラシー」、「特殊講義」、「総合特講」

第二　法学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

「研究指導論」、「研究報告論１」、「研究報告論２」、「特殊研究１」、「特殊研究２」、「特殊研究３」、「特殊研究４」、「特殊演習」

第五　商学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「技術経営研究Ⅰ」、「技術経営研究Ⅱ」、「財務管理研究Ⅰ」、「財務管理研究Ⅱ」、「生産管理研究Ⅰ」、「生産管理研究Ⅱ」、「経営戦略研究Ⅰ」、「経営戦略研究Ⅱ」、「イノベーション・マネジメント研究Ⅰ」、「イノベーション・マネジメント研究Ⅱ」、「制度会計論Ⅰ」、「制度会計論Ⅱ」、「実証会計研究Ⅰ」、「実証会計研究Ⅱ」、「管理会計論Ⅰ」、「管理会計論Ⅱ」、「業績管理会計Ⅰ」、「業績管理会計Ⅱ」、「財務分析論Ⅰ」、「財務分析論Ⅱ」、「グローバル・マーケティング論Ⅰ」、「グローバル・マーケティング論Ⅱ」、「金融機関論Ⅰ」、「金融機関論Ⅱ」、「マネタリー・エコノミクスⅠ」、「マネタリー・エコノミクスⅡ」、「金融システム論Ⅰ」、「金融システム論Ⅱ」、「コーポレート・ファイナンスⅠ」、「コーポレート・ファイナンスⅡ」、「インベストメントⅠ」、「インベストメントⅡ」、「基礎セミナー」及び「ビジネス・プラクティカル・セミナー」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

共通科目「先端科学技術論Ⅰ」、「先端科学技術論Ⅱ」、「先端科学技術論Ⅲ」、「数理統計学特論」

電気電子情報通信工学専攻「光デバイス特論」、「光計測特論」、「有機エレクトロニクス特論」、「バイオエレクトロニクス特論」

経営システム工学専攻「データサイエンス基礎数学第一」、「数理統計学」、「ベイズ統計学」

第十一　総合政策研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「イスラーム経済・経営論」、「メディア研究方法論」、「アメリカの社会・文化・思想」及び「文化研究方法論」

附　則（規程第二千九百二十一号）

この学則は、令和三年七月十二日から施行する。

附　則（規程第二千九百四十七号）

（施行期日）

1　この学則は、令和三年十二月六日から施行する。

（経過措置）

2　改正後のこの規程は、令和四年度に入学（再入学及び編入学を含む。）又は転科を志願する者から適用する。

3　前項の規定にかかわらず、この規程施行の際、既に、令和四年度の入学試験を終えている場合その他やむを得ない事由があるときは、旧学則及び規程に定めるところにより「選考料」とすることができる。

附　則（規程第二千八百九十号）

（施行期日）

1　この学則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、令和四年四月一日以降の入学生から適用し、令和三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千九百三十二号）

（施行期日）

1　この学則は、令和四年四月一日から施行する。

（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）

2　中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千八百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附　則（規程第二千九百六十九号）

（施行期日）

1　この学則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第三十九条は、令和四年度以降の入学生から適用し、令和三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千九百七十三号）

（施行期日）

1　この学則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の二及び別表第三は、令和四年四月一日以降の入学生から適用し、令和三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、令和三年度以前の入学生にも適用する。

第五　商学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「製品開発論Ⅰ」、「製品開発論Ⅱ」、「ビジネス・プラクティカル・セミナーⅠ」、「ビジネス・プラクティカル・セミナーⅡ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

都市人間環境学専攻「応用生物統計学」

精密工学専攻「デジタル生産工学特論第一」、「デジタル生産工学特論第二」

応用化学専攻「分子分光学特論」

情報工学専攻「確率と計算」、「乱択アルゴリズム」

第八　理工学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

共通科目「ジョブ型研究インターンシップ」（経営システム工学専攻を除く）

数学専攻「数学特論」

物理学専攻「物理学特論」

都市人間環境学専攻「都市人間環境学特論Ａ」、「都市人間環境学特論Ｂ」

精密工学専攻「精密工学特論」

応用化学専攻「応用化学特論」

生命科学専攻「生命科学特論」

電気・情報系専攻「電気・情報系特論」

第九　文学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

英文学専攻「英文学研究（演劇）Ａ」、「英文学研究（演劇）Ｂ」、「英文学研究（現代小説）Ａ」、「英文学研究（現代小説）Ｂ」、「英文学研究（近代小説）Ａ」、「英文学研究（近代小説）Ｂ」、「英文学研究（詩）Ａ」、「英文学研究（詩）Ｂ」、「英語圏文学研究Ａ」、「英語圏文学研究Ｂ」、「米文学研究（近代）Ａ」、「米文学研究（近代）Ｂ」、「英語学研究（意味論・語用論）Ａ」、「英語学研究（意味論・語用論）Ｂ」、「英語学研究（形態論・統語論）Ａ」、「英語学研究（形態論・統語論）Ｂ」、「英語学研究（音声学・音韻論）Ａ」、「英語学研究（音声学・音韻論）Ｂ」、「英語学研究（言語習得論）Ａ」、「英語学研究（言語習得論）Ｂ」、「英語学研究（英語史）Ａ」、「英語学研究（英語史）Ｂ」、「英語教育のための文学文化研究ⅠＡ」、「英語教育のための文学文化研究ⅠＢ」、「英語教育のための文学文化研究ⅡＡ」、「英語教育のための文学文化研究ⅡＢ」、「英語教育のための言語科学研究Ａ」、「英語教育のための言語科学研究Ｂ」、「英語学術発表演習Ⅰ」、「英語学術発表演習Ⅱ」

日本史学専攻「歴史教育研究Ⅰ」、「歴史教育研究Ⅱ」、「史料教材研究Ⅰ」、「史料教材研究Ⅱ」

東洋史学専攻「歴史教育研究Ⅰ」、「歴史教育研究Ⅱ」、「史料教材研究Ⅰ」、「史料教材研究Ⅱ」

西洋史学専攻「歴史教育研究Ⅰ」、「歴史教育研究Ⅱ」、「史料教材研究Ⅰ」、「史料教材研究Ⅱ」

附　則（規程第二千九百九十七号）

（施行期日）

1　この学則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の学則は、令和五年度以降の入学生から適用し、令和四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　この学則施行後、最初に就任する国際情報研究科委員長の任期は、第六条第四項の規定にかかわらず、令和五年十月三十一日までとする。

附　則（規程第三千十八号）

（施行期日）

1　この学則は、令和五年四月一日から施行する。

（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）

2　中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千九百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附　則（規程第三千三十号）

（施行期日）

1　この学則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第四十五条、別表第二の二及び別表第三は、令和五年四月一日以降の入学生から適用し、令和四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、令和四年度以前の入学生にも適用する。

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

共通科目「Global Sustainability Science 特論」

都市人間環境学専攻「科学ー政策インターフェイス特論」

電気電子情報通信工学専攻「量子情報特論第一」、「量子情報特論第二」

ビジネスデータサイエンス専攻「スマートセンシング特論第一」、「スマートセンシング特論第二」

特別履修科目「チャレンジプログラム」、「ＳＡＴＯＹＡＭＡプログラム」、「Global Sustainability Science 特別演習Ⅰ」、「Global Sustainability Science 特別演習Ⅱ」、「ヒューマニティーズ・ランゲージサイエンス概論」、「ヒューマニティーズ・ランゲージサイエンス特別演習Ⅰ」、「ヒューマニティーズ・ランゲージサイエンス特別演習Ⅱ」、「ヒューマニティーズ特論Ａ」、「ヒューマニティーズ特論Ｂ」、「ヒューマニティーズ特論Ｃ」、「ランゲージサイエンス特論Ａ」、「ランゲージサイエンス特論Ｂ」、「ランゲージサイエンス特論Ｃ」、「日本語リテラシー発展演習」

第八　理工学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

ビジネスデータサイエンス専攻「データサイエンス特論」

特別履修科目「ヒューマニティーズ・ランゲージサイエンス特別演習Ⅰ」、「ヒューマニティーズ・ランゲージサイエンス特別演習Ⅱ」

第九　文学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

日本史学専攻「アーカイブズ法制論」、「地域アーカイブズ論」、「アーカイブズ学研究Ａ」、「アーカイブズ学研究Ｂ」

附　則（規程第三千八十四号）

この学則は、令和六年四月一日から施行する。

附　則（規程第三千八十九号）

（施行期日）

1　この学則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、令和六年度以降の入学生から適用し、令和五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、令和五年度以前の入学生にも適用する。

第一　法学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「外国語文献講読」、「専門導入Ａ」、「専門導入Ｂ」、「日本法リーガルリサーチ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

都市人間環境学専攻「先端環境分析学」、「機器構造解析学」、「都市環境政策」、「居住環境設計論」

精密工学専攻「熱流体工学特論第一」、「熱流体工学特論第二」

応用化学専攻「天然物化学特論」

ビジネスデータサイエンス専攻「都市情報科学第一」、「都市情報科学第二」、「経営戦略特論」、「経営組織特論」、「組織行動特論」

第十一　総合政策研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「ヨーロッパ統合とＥＵ法」、「英語圏：ナラティブ、世界観、言語」、「情報コミュニケーション論」、「物質文化論」

附　則（規程第三千百二十四号）

この学則は、令和七年四月一日から施行する。

附　則（規程第三千百四十四号）

（施行期日）

1　この学則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三及び別表第三は、令和七年度以降の入学生から適用し、令和六年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、令和六年度以前の入学生にも適用する。

第三　経済学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「国際経営戦略論Ⅰ」、「国際経営戦略論Ⅱ」、「国際マーケティング論Ⅰ」、「国際マーケティング論Ⅱ」、「情報通信技術論Ⅰ」、「情報通信技術論Ⅱ」

第四　経済学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

「リサーチ・ワークショップⅠ」

第五　商学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「サービス・マーケティングⅠ」、「サービス・マーケティングⅡ」、「ビジネス・プラクティカル・ワークショップ」

第七　理工学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

数学専攻「解析学特論第七」、「解析学特論第八」

都市人間環境学専攻「陸域モデリング」、「生物の生態と進化」、「都市社会生態学」

精密工学専攻「駆動デザイン特論」

電気電子情報通信工学専攻「電磁理論特論」、「アンテナ工学特論」

応用化学専攻「エアロゾル化学特論」、「大気化学特論」、「有機構造決定特論」

ビジネスデータサイエンス専攻「医療統計学特論第一」、「医療統計学特論第二」

第八　理工学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数
　　共通科目「大学教育開発演習」
第十一　総合政策研究科博士課程前期課程
一　授業科目及び単位数
　　「数理政治学」
第十三　国際情報研究科修士課程
一　授業科目及び単位数
　　「特別指定科目Ⅰ（基礎情報学）」、「特別指定科目Ⅱ（インターネット概論）」、「特別指定科目Ⅲ（情報ネットワーク論）」、「特別指定科目Ⅳ（システム開発論）」、「特別指定科目Ⅴ（情報セキュリティ論）」

附　則（規程第三千百八十九号）

この学則は、令和八年四月一日から施行する。

附　則（規程第三千二百四十三号）

（施行期日）

1　この学則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第三は、令和八年度以降の入学生から適用し、令和七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、令和七年度以前の入学生にも適用する。

第三　経済学研究科博士課程前期課程
一　授業科目及び単位数
　　「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅰ」、「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅱ」、「ＡＩ・データサイエンス応用」、「公共部門の経済分析Ⅰ」、「公共部門の経済分析Ⅱ」
第四　経済学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数
　　「大学教育開発演習」、「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅰ」、「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅱ」、「ＡＩ・データサイエンス応用」
第五　商学研究科博士課程前期課程
一　授業科目及び単位数
　　「組織心理学研究Ⅰ」、「組織心理学研究Ⅱ」
第七　理工学研究科博士課程前期課程
一　授業科目及び単位数
　　共通科目「自然災害学概論」、「災害法政策」、「災害と都市コミュニティ」、「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅰ」、「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅱ」、「ＡＩ・データサイエンス応用」、「リサーチ・リテラシー」
　　都市人間環境学専攻「応用脳科学」
　　ビジネスデータサイエンス専攻「アルゴリズム設計特論第一」、「アルゴリズム設計特論第二」
　　情報工学専攻「先進暗号技術」
　　特別履修科目「都市コミュニティ強靭化特別演習Ⅰ」、「都市コミュニティ強靭化特別演習Ⅱ」、「グローバルチャレンジ」
第八　理工学研究科博士課程後期課程
一　授業科目及び単位数
　　特別履修科目「都市コミュニティ強靭化特別演習Ⅰ」、「都市コミュニティ強靭化特別演習Ⅱ」
第九　文学研究科博士課程前期課程
一　授業科目及び単位数
　　仏文学専攻「西洋美術史演習Ａ」、「西洋美術史演習Ｂ」
　　日本史学専攻「考古資料分析研究」
　　哲学専攻「西洋近代哲学研究ⅢＡ」、「西洋近代哲学研究ⅢＢ」、「西洋近代哲学研究ⅣＡ」、「西洋近代哲学研究ⅣＢ」、「日

本思想研究ＩＡ」、「日本思想研究ＩＢ」、「東洋思想研究ＩＡ」、「東洋思想研究ＩＢ」

第十　文学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

日本史学専攻「考古資料特殊研究」

第十一　総合政策研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

「環境リスク・ガバナンス論」

4　第二項の規定にかかわらず、次の授業科目については、令和七年度以前の入学生にも適用する。ただし、修了に必要な単位数に含めない。

第一　法学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

大学院共通科目「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅰ」、「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅱ」、「ＡＩ・データサイエンス応用」

第二　法学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

大学院共通科目「リサーチ・ワークショップⅠ」、「大学教育開発演習」、「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅰ」、「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅱ」、「ＡＩ・データサイエンス応用」

第八　理工学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

共通科目「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅰ」、「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅱ」、「ＡＩ・データサイエンス応用」、「リサーチ・ワークショップⅠ」

第九　文学研究科博士課程前期課程

一　授業科目及び単位数

大学院共通科目「リサーチ・リテラシー」、「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅰ」、「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅱ」、「ＡＩ・データサイエンス応用」

第十　文学研究科博士課程後期課程

一　授業科目及び単位数

大学院共通科目「リサーチ・ワークショップⅠ」、「大学教育開発演習」、「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅰ」、「ＡＩ・データサイエンス基礎Ⅱ」、「ＡＩ・データサイエンス応用」

附　則（規程第三千二百八十五号）

この学則は令和八年七月三十一日から施行する。

改　正　令和三・一〇・一五（規程第二千九百三十号）